

して尙餘あるに至るべし。

甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば、本島に於ては特に優良なるもの生産せられ一箇一〇畝以上の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加し、現在五一・六二ヘクタール、年産額十九萬七千七百七圓に達せり。

以上の外牛蒡、人蔘、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。従つて其の作付面積は何れも尠く漸く一五〇ヘクタールに達する程度なり。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等なれども、是等の内現在利用せられつゝあるはライ麥及亞麻等なり。

農業者は樺太製藥會社と一定の契約のもとにライ麥を栽培し、酒精原料として之れを該會社に販賣しつゝあり。其の作付範圍は現在大泊、豊原及本斗支廳管内に限られ居るを以て作付面積亦一六一・七三ヘクタールに過ぎず。

亞麻は現在主として豊原、大泊、眞岡支廳管内に栽培せられ、作付面積三六・八六ヘクタール、年産額九千十二圓に過ぎざるも漸次増加すべきは想像に難からず。而して生産品は主として製綿工場を経て北海道帝國製麻會社に供給されつゝあり。

甜菜は昭和二年度より農家に試作せしめつゝあるも、其の成績極めて優良にして品質遙かに北海道産品を凌駕し、近年に於ける平均反當數量二千七百五十二瓦に達し、根中糖分平均一八・六三%、純糖率平均九二・三四%を示せり。樺太に於ける最も有望なる作物の一と謂ふを得べし。

薄荷、薑薑等は嘗て相當栽培せられたる作物なるも販路の關係上漸次減少し現在に於ては殆んど皆無の状態なり。

飼料作物としては燕麥、牧草、根菜類、デントコーン等何れも生育良好にして反當收量又少なからず。就中燕麥、チモシー、瑞典蕪菁、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧としての一般需要亦尠からず。其の作付反別は作物中第一に位し、現在に於ては六、九五・八〇ヘクタール、年産額五十八萬五千四百五十八圓に達し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要は充たすに足らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も燕麥と同様需要多く、且つ耕作容易なる結果栽培面積三、六九八・〇三ヘクタール、年産額三十五萬六千六百四十一圓の多きに達せり。

其の他瑞典蕪菁、家畜ビート、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なれ

り。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稻作は不可能に非ざるべしと雖、樺太農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるが如し。

第四節 畜産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず。其の施設宜しきを得ば大に斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設としては清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮少となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄して本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移民の之を自由に捕繫するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繫者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川に牛馬收容所を設置して上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐ爲め牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、

民間にて拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にして、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死して食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併して貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭(ベルシュロン雜種)、種牛一頭(ホルスタイン種)を購入して場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛馬豚鶏を主とし綿羊、家兔、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得ば將來發展すべし。今最近五箇年の家畜飼養數を表示すれば左の如し。

年次	種別	牛	馬	綿	羊	豚	鶏	狐
昭和元年		三、一〇七	九〇四八		四〇	二、六七	四六、〇四九	八〇七
昭和二年		三、六四四	九、六四四		一〇七	三、七三三	五一、二七〇	七三五
昭和三年		三、七四七	一二、一四九		一〇二	四、五二六	五〇、九七六	八三三
昭和四年		四、〇九六	一三、四七三		一五五	五、一三六	五六、二五〇	九九〇
昭和五年		三、七七八	一二、四九〇		二九三	五、三三八	五九、六二〇	一、五八七

一、畜牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種(露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの)及領有後北

海道より移入せるもの、二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮少にして形態一定せざるも期鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く、四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の經路詳かならざるも略馬匹と同一經路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスピステボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛じて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、獨りエアシャー種は繁殖盛にして、在來種は殆どエアシャー種に依りて改良せられ現在畜牛の六割以上はエアシャー種を以て占め成績甚だ良好なり。又近時ホルスタイン種の移入増加し漸次増殖の趨勢を呈せり。

二、馬 匹

樺太産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの、二とす。在來種は老馬多く時に體格優良なるものを見るも多く矮少緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力、挽曳力少く概して能力低劣なりき。是等馬匹の詳細なる移入經路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖る爲め本廳に於ては優良馬を直接移入するの外、補助金を與へて民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブ

レツド、ベルシユロン、クライデスデール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン、ハクニーの二種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殊ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てバークシャー種とチェスターホワイト種との雜種を移入したるも、今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てバークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる狀況にして、蕃殖並成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてバークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所農事部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形狀より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮少舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種、横斑プリマスロツク種、名古屋種其の他數種を數ふるも、飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種並

に横斑プリマスロック種を本島に最適のものと認め之を奨励品種に決定し、一般に其の飼養を奨励したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

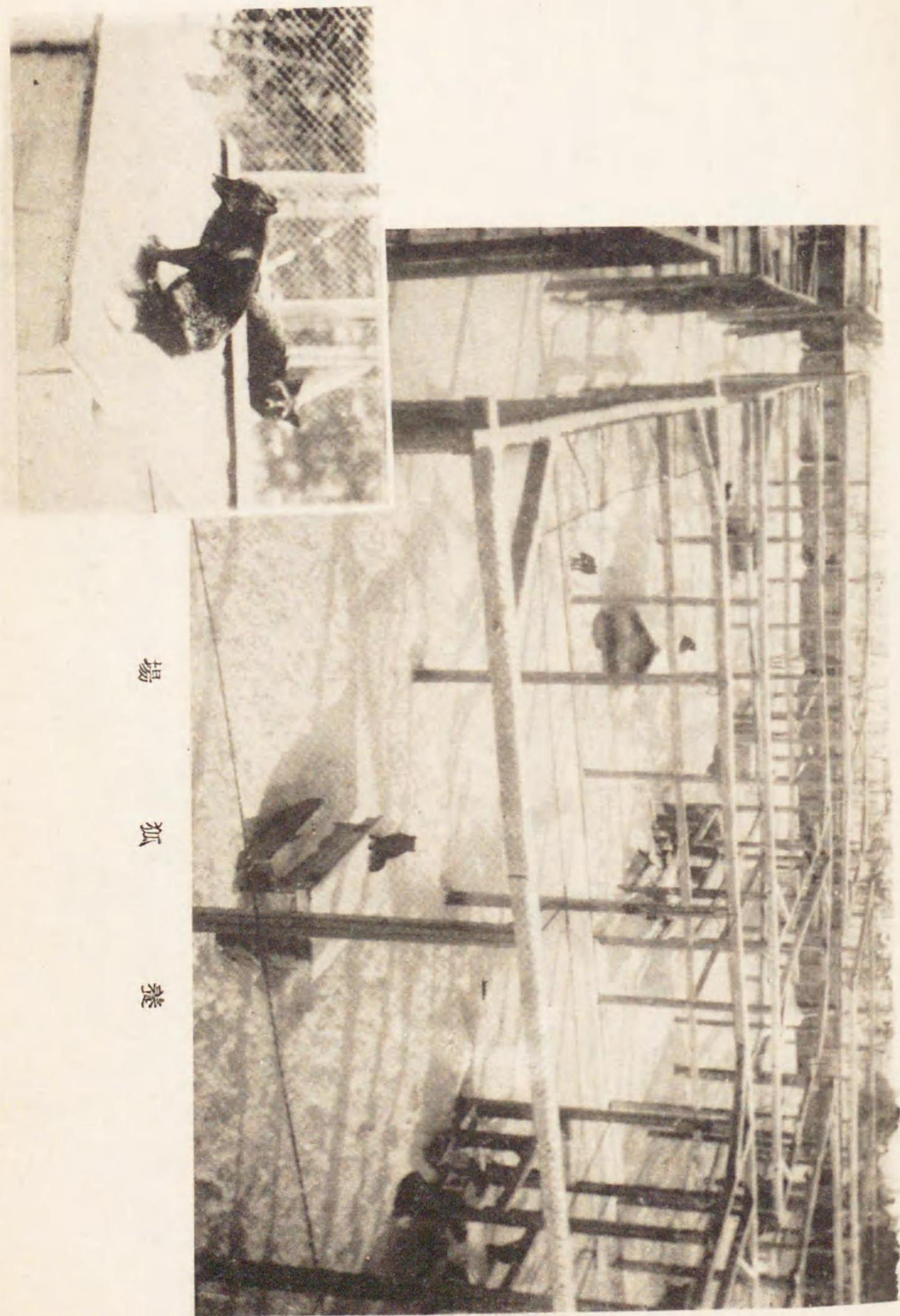
五、緬羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖、占領當時少數ながら緬羊の各部落に散在せるより察すれば、從來之に對して特種の奨励保護を加へざりしとするも多少望を囑せしものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場で飼養したり。然れ共劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシユロツプシャー種緬羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所畜産部）に於ける設備を擴張し、爾來四年間シユロツプシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲



場 狐 養

め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針濶混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力を要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐるこゝせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、眞岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頗る増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。

第九章 鑛業

第一節 總說

樺太の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

第一款 鑛業制度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區稅法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札



山 炭 上 川

に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭探掘の許可に關する件（明治四十五年六月勅令第三百二十七號）

一、樺太に於て石炭探掘料徴收區域（明治四十五年六月閣令第二號）所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互りて鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶対に禁止し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の鑛業關係の顧慮する處なく、本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業法に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權(探掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三天炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關する規定を除く)を施行して、其の範圍を擴張し探掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮小して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業稅に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども稼行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區稅法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務行政の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十四年にして、其の間出願

東白浦炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	一六三・四九	〃	三、一、五	樺太炭鑛株式會社
大榮炭鑛	泊居郡名寄村大字鷹澤	石炭	五五・一七	〃	七、六、三	樺太工業株式會社
知取炭鑛	元泊郡元泊村大字樫保、知取町大字知取、茶釜、東柵丹	石炭	五四・三二	〃	一三、九、七	登帆炭鑛株式會社
大平炭鑛	名好郡惠須取町大字大平	石炭	一、一九・七五	〃	一三、二、一五	樺太工業株式會社
樫保炭鑛	元泊郡元泊村大字樫保	石炭	二五・九〇	〃	一五、六、二五	細入富重
天内炭鑛	名好郡惠須取町大字惠須取	石炭	一三五・九四	昭和	二、三、三〇	今野要太郎
内幌炭鑛	本斗郡内幌村大字内幌	石炭	二、一三・九八	〃	四、〇、三	内幌炭鑛鐵道株式會社
北泊幌炭鑛	泊居郡泊居町大字唐緒	石炭	四五・〇〇	〃	五、九、三〇	梅野良藏
千歲炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	四八・三四	〃	五、三、一九	樺太東白浦炭鑛合資會社
内川炭鑛	敷香郡内路村大字植柴	石炭	二、五五・二五	〃	四、七、二五	三井鑛山株式會社
美田炭鑛	長濱郡知床村大字外知床	石炭	六八・四七	〃	六、九、二	瀧田松太郎
其他試掘		石炭	五九・六九			
計		石炭	一〇、二一〇・二三			

備考 所在地は鑛業事務所の所在地を示す

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主として石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰

砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。

建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩類等の水成岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)となり、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等にして、中生界白堊紀の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該白堊紀層に接する古第三紀及新第三紀層中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。夾炭層を分ちて左の三群とす。

- 古第三紀
 - 下部夾炭層 泊居、内淵、川上、雨龍、東部内幌及東部南名好炭田等
 - 中部夾炭層 沃内、西柵丹、名好、惠須取及幌岸炭田等
- 新第三紀
 - 上部夾炭層
 - イ、東海岸上部夾炭層 内川、知取、登帆、樫保及東白浦炭田等
 - ロ、西海岸上部夾炭層 野田、吐鯤保、西部内幌及西部名好炭田等

下部夾炭層 は北は泊居川流域より内淵川及川上川流域に發達し、一度中絶するも南方に至りて再び

第二種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重 (%)	骸炭性状	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
川上	六、二六〇	五、二五	四七、〇九六	四、五一	〇・四六	—	微弱なる粘結性	一・二七	六、六三
内淵	五、六八〇	二、七三	四八、七八三	四二、六三〇	〇・二四〇	—	同	一・三三	七、三七〇
泊居	三、六六〇	三、〇二〇	四七、七四〇	四五、五八〇	〇・二〇〇	—	同	一・二五	七、三七〇
奥部	一〇、六八五	七、〇五七	四〇、五六七	四一、六八五	—	—	不粘結性	〇・〇四	五、九九五
惠須取炭田	五、〇八〇	三、六〇〇	五一、三五〇	三八、五〇〇	〇・二三	一、二九三	多くは不粘結性	一・六二	七、四七〇

第三種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重 (%)	骸炭性状	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
封鎖區域南部炭田内幌	一〇、八二〇	三、九六〇	四三、〇一〇	四二、三二〇	〇・三三〇	一、四六〇	不粘結性	一・三七	六、二二〇
同内川	九、〇〇〇	六、〇〇〇	四四、〇〇〇	三九、八〇〇	〇・三〇〇	一、四九〇	同	一・七〇	六、二六九
知取炭田	一三、一〇〇	九、四〇〇	三六、二〇〇	四三、〇〇〇	〇・一六五	—	同	—	五、七五〇

備考 一般に硫黄の含有量少く灰分も亦僅少なり。

第二款 石 油

明治四十年度に於ける鑛床調査に際し、初めて本島南部西海岸地方に石油を含有する地層の存在を認め、其の後の調査に依りて判明したる處によれば、既知含油層は新第三紀のみに限られたるものゝ如く、新第三紀層は更に分ちて上層及下層となすを得べし。

上部含油層 に屬するものに西海岸の名寄、智來油田、本斗油田、野田油田及内淵油田に存する含油層等あり。

下部含油層 に屬するものに、西海岸の上能登呂油田及名寄、智來油田の下部等あり。蓄油を期待せらるゝ區域

- 一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略々南北に走り、南は椎内川より北真岡に至る延長五十
- 五籽に亘り吐鯤保澤は其の中心地なり。
- 二、内淵背斜層 南は圓山部落より、北は内淵川北岸山中部落に至る延長約二十一籽に亘り不對稱背斜構造をなす。

- 三、智來背斜層 背斜軸は北西より南東に走り、智來部落より南東に延長約三・三籽にして斷層に境せらるゝ一の不對稱背斜構造をなせり。

- 四、名寄背斜層 背斜軸の延長は約四籽にして、北西は海に限られ、南東は斷層により切斷せらる。

五、東條背斜層 東條川北方に在り。背斜軸の延長は約四軒にして、北西より南東に走り、北西は海に限らる。

六、南名寄單斜層 東北東より西南西に走り、北西より北北西に十五度乃至二十度の緩傾斜をなせり。本島の石油試掘に就いては大正十二、十三兩年度に於て、本斗郡本斗町字吐鯉保澤に樺太廳直營の試錐を行ひたるも、中途にして廢止せられたり。然るに昭和四年度より公布せられたる樺太廳石油試掘獎勵補助金交付規則によりて同年七月以降日本石油株式會社は、本斗郡本斗町字吐鯉保澤に於てロータリー式試錐機に依り一の試錐井を掘鑿し、昭和五年十月に至り豫定の深度千百米を超過すること三十二米六に達せるも出油の徵候を認めざりを以て遂に之を廢坑し、更に引續き第二の試錐井位置を同町字鳥舞澤に定め昭和五年十一月より掘鑿に着手し、昭和六年十一月には内淵背斜層の一部なる落合町圓山に試錐井を開鑿し試掘を進行中なり。

是等試錐の結果本島に於ける含油層の賦存状態を窺知するを得べく大なる期待を有するのみならず、同會社に於ては今後引續き有望地域に順次試掘を行ふべく計畫中なるを以て本島石油鑛業の開發も近き將來にありと言ふ可し。

第三款 海 綠 石

西海岸泊居郡名寄村大字名寄部落の海岸に注ぐ名寄川の一支流、西條川の上流、右岸の斷崖（海岸より

約六軒）に於て一の含油層を發見し、其の中の油砂は偶然にも加里工業原料として處理し得べき海綠石を含む海綠石砂岩なることを知りたり。爾來該地層の存在地域を調査せるに、右の外名寄村熊の澤、野田郡小能登呂村大字上能登呂、名好郡惠須取町、大泊郡大泊女麗間、内淵川第二支流にある中世紀層及第三紀層其の他數箇所にも存在することを確めたり。而して之等の地域内にある海綠石砂岩層の廣袤即ち埋藏量は今後の探鑛、實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。今、名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩中の加里含有率を示せば次の如し。（東北帝國大學理學部岩石、鑛物、鑛床學教室、八木理學士の分析結果に依る。）

選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五十乃至八十%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至十%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約十二乃至十五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類（甜菜、馬鈴薯等）、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害の抵抗力を強大にして其品質を良好ならしむるに大なる效果あり。近年本邦土壤は歐米大陸の土壤中よりも遙かに加里含有量の少なきことを唱導せらるゝ結果、加里肥料の使用量を著しく増加するに至れり。

然るに本邦に於ける加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現状に際し、本島に於ける海

綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大感動を加へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば、本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。

目下京都帝國大學、商工省東京工業試験所に於ては之が化學的研究をなし、樺太廳中央試験所に於ては土壤學的試験を行ひつゝあり。

第四款 柘榴石（金剛砂）

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近幌附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層を發見したるも、未だ之等柘榴石を胚胎せる母岩の現状を知る能はざるを遺憾とす。

柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細紛のものは金剛砂及砥石として金屬及硝子等の研磨に供するを得べし。

第五款 金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖、豊原町の東部より榮濱村の南部に連亘する鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且つ西海岸鶴城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生層岩石地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、烏居澤に水銀鑛即ち辰砂礫を存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

憾とす。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、從來需用炭の一部は之を島外に仰ぎつゝありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部（自北内幌澤至白牛川面積二千三百三十八ヘクタール九八）及北部炭田の一部（自内川面積二千五百九十五ヘクタール二五）を開放し自給自足を計りたり。

最近五ヶ年間に於ける本島石炭の産額を示せば次の如し。

炭鑛	年次					
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	
川上炭鑛	一五、五六 ^噸	二〇三、二九 ^噸	二二、八八 ^噸	二五、六三 ^噸	二二七、一六 ^噸	
泊居炭鑛	一、二九四	九三〇	休業	休業	休業	
大榮炭鑛	五、八五六	六〇、六五七	六八、九五	六三、一八〇	四四、〇〇〇	
東白浦炭鑛	六、七三三	一七、〇〇九	二四、七三四	一四、〇七七	一四、七五七	
知取炭鑛	八四、三四五	一〇四、一八〇	一一〇、九二一	一一四、〇三六	一一三、七〇一	
大平炭鑛	七三、二二一	一四一、四八一	一九一、四三三	一九〇、五二八	一七四、九四二	
保炭鑛	一、〇六六	五、九六五	一〇、五六五	八、九九九	一〇、四一三	

天	北	内	千	内	美	東	其	計
内	泊	幌	歳	川	田	海	の	
炭	帆	炭	炭	炭	炭	炭	炭	
鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	鑛	他	
								三五七、〇四六
								五三九、四八一
								六三五、五一五
								六四四、九七四
								六三七、九六二
四、七四四	二、三三	三、四〇四	八、五七九	二、五二	一、八九五	一、七二二	二〇九	二、〇一一
二、三六五	一、二三五	六〇九	一、四三二	三、五八三	一、四三二	一、四三二	一、四三二	一、四三二

第一款 鑛業の現況

(一) 川上炭鑛 本炭鑛は三井鑛山株式會社の經營に係り、中部封鎖炭田の南端を占め、豊原郡川上村及榮濱郡落合町に跨がれる約八百餘ヘクタールの鑛區にして、鑛業事務所を豊原郡川上村字三井に置く。川上線の終點にして豊原町を距る三十二軒の地點にあり。

炭層は下部夾炭層群に屬し、走向約南北、傾斜急にして西に四十度乃至五十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至二米のもの十四層あり。現在七番、十番及十四番三層の各水準以上を採炭稼行す。

採炭方法は當初炭層に直角に鑛入坑道を設け、各炭層に逢着する毎に其の走向に沿ふて主要坑道を掘進し、次いで其の上部に平行せる中切坑道を設く。採炭は長壁式にして手掘及機械掘に依る。機械掘に於ては壓搾空氣ドリル、電氣ドリル及截炭機等を使用す。

通氣は自然通風にして、必要に應じ坑内數ヶ所に局部煽風機を用ふ。瓦斯及炭塵の存在少なく、且保施設完備せり。

本炭鑛に於ては特に岩盤坑道を設け、之にガナイト被覆を施し永久的の坑道と爲す。坑内外の運搬には架線式電車を用ふ。

選炭場は十時間千吨の能力を有するも未だ水洗を行はず。石炭は切込炭及中塊炭として販賣せらる。炭質は瀝青炭にして色は漆黒光澤を有し、概して不粘結性にして灰分少なく發熱量多し、所謂冴物炭として歓迎せらる。汽罐用に供せらるゝ外家庭用炭としても亦好適し、樺太廳鐵道、王子、富士兩製紙工場及家庭用として販賣せらる。

坑内外諸機械の原動力、電車運轉及點燈其他の電力供給の爲出力一、〇四〇キロワットの火力發電所を設備す。

(二) 大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川の支流に跨がれる平坦地域にして約千餘ヘクタールの鑛區を抱擁し、樺太工業株式會社の經營にかゝる。炭鑛事務所所在地大平は惠須取港を距る東北方約十五軒の地點にあり。此の間輕便鐵道に依りて連絡す。

炭層は中部夾炭層群に屬し、走向は北十度西より北十度東の間にして、傾斜は南西又は北西に十五度

乃至二十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至八米のもの十一層あり。現在七・三米層、五・八米層、三・三米層、二・四米層、一・一米層及一・一米層の水準以上を稼行す。七・三米層中地表に近き部分は電氣シヨベルに依りて表土を剝離したる後、階段式に露天掘採炭を行ふも冬季間はこれを行はず。其の他の炭層に就いては坑内掘を行ひ、炭層の走向に沿ふて主要運搬坑道を開鑿し、其の上部に之と平行に中切坑道を設け、豫定地點迄掘進せる後之等坑道に直角に炭層の傾斜に沿ふて昇坑道を造り、其の最上部の石炭柱より所謂退却式採炭を爲すを常とするも長壁式に適する箇所には昇坑道に沿ひ全部同時に採炭す。通氣は自然風なり。瓦斯及炭塵の存在皆無にして點燈にはカーバイトランプを使用す。坑内外の運搬は馬匹又は人力による。選炭場としての設備なく、單に貯炭場中にスクリーンを並列し之によりて塊炭及粉炭の二種に篩別するのみなり。

石炭は何れも瀝靑炭にして固有の光澤を有し、不粘結性にして發熱量多く硫黄分少し。汽罐用及家庭用炭として好適す。粉炭は惠須取及眞岡のバルブ工場用に、塊炭は附近住民の家庭用とす。

(三) 知取炭鑛 本炭鑛は元泊郡知取町地内に於ける二百六十四ヘクタール四八の鑛區にして、登帆炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線知取驛を距る東方約一・五籽の地にありて知取川の北方左岸に位す。

炭層は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向北二十三度東、傾斜急にして上部に於ては西に、下部は東に約七十度なり。主要炭層の数は六層にして厚さ〇・六乃至三米なり。現在主として二、三、四、五番の各層を稼行す。

水準以上の採炭は鑛入坑道により、水準以下は斜坑による。何れも炭層に直角に開坑して各層に逢着し、それより炭層の走向に沿ふて主要坑道を設け、其の上部に於て之と平行に中切坑道を掘鑿す。採炭は昇向柱房式にして全部手掘なり。通氣は水準以上の採炭に當りては自然通風によるも、水準以下に於てはシロッコ式煽風機を使用せり。瓦斯の存在箇所ありと雖、通氣良好なる爲停滯せず、且坑内一般に濕潤にして炭塵の存在殆んど無く保安施設亦完備せり。運搬は水準以上に於ては蓄電池機關車を、水準以下に對しては斜坑捲揚機を用ふ。

石炭は黒褐炭に屬し、不粘結性にして出炭量の殆んど全部は富士製紙工場用として使用せられ、冬季間僅かに市中家庭用として販賣せらる。

(四) 大榮炭鑛 本炭鑛は泊居郡名寄村に存する約六百餘ヘクタールの鑛區にして、樺太工業株式會社の經營に係り、炭鑛事務所々在地たる大榮部落及西海岸泊居町約十九籽を十六籽の輕便鐵道及三籽の索道を以て連結す。

炭層は下部夾炭層群に屬するものにして、走向は地質の變動に依り南北又は東西にして、傾斜は緩にして東西又は南北に十度内外なり。炭層中稼行に堪ゆるものは一、二米の層あるのみなり。採炭は全部手掘にして炭層の露頭部より走向に沿ふて坑道を掘進し、其の上部に中切道を設け、殘柱式採炭法に依りて水準以上のみを稼行す。

通氣は自然通風にして瓦斯炭塵に對する危険なく照明にはアセチレン燈を使用す。選炭設備としては塊、粉に分つスクリーンを有するのみ。炭質は瀝青炭に屬し、漆黒にして光澤あり。不粘結性にして灰分少なく發熱量多きを以て汽罐及家庭用炭として好適せり。出炭の大部分は樺太工業株式會社泊居バルプ工場用として供給せられ、殘餘は附近町村家庭用炭として販賣せらる。

(五) 東白浦炭鑛 本炭鑛は榮濱郡白浦村に存する約二百五十ヘクタールの鑛區にして、樺太炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線白浦驛を距る二・三籽の位置にあり。

炭鑛は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向東西、南に平均四十五度の傾斜を爲す。主要炭層數は五層にして厚さ〇・七乃至一・二米なり。現在稼行中のものは一、二、三、四及五番の各層なり。開坑は水準上は鑛入坑道に、水準下は斜坑に依る。石炭は不粘結性にして褐黒炭に屬し、出炭の約半數は富士製紙落合工場に供給し其の殘餘は樺太鐵道及家庭用炭に供せらる。

(六) 檜保炭鑛 本炭鑛は元泊郡元泊村に存する三百三十八ヘクタール六〇の鑛區にして細入富重の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線檜保驛を距る北方約半籽の位置にあり。大正十五年開坑せられ今日に至る。

炭層は東海岸上部夾炭層群に屬するものにして、走向北二十五度東、傾斜急にして東に七十度なり。主要炭層數は五層ありて厚さ〇・四乃至一・四米に及び 現在稼行中のものは三及四番層にして水準以上

なり。開坑は露頭より炭層の走向に沿ふて掘進せるものと、鑛入坑道によりて着炭せるものとあり。採炭は昇向柱房式にして全部手掘による。通氣は自然通風なり。多少の瓦斯湧出あり。石炭は褐炭にして殆んど家庭用に供せらる。

(七) 天内炭鑛 本炭鑛は名好郡惠須取町の南方約十六籽の位置に存する百三十餘ヘクタールの鑛區にして、宮崎温外二名の經營に係り、昭和二年十二月の開坑にして事務所は天内川口を遡ること約六籽の地點にあり。炭層は中部夾炭層群に屬し、厚さ一乃至十米のもの十數層あり。走向は殆んど南北にして、東に七十度の急傾斜をなす。現在稼行中の炭層は三層にして、露頭部より直ちに炭層の走向に沿ひて坑道を掘進して採炭を爲し水準以上のみを稼行し、昇向柱房式による。全部手掘にして通氣は自然通風なりと雖坑内淺きを以て瓦斯炭塵の危険皆無なり。石炭は不粘結性にして瀝青炭に屬し汽罐用及家庭燃料に適す。

(八) 内幌炭鑛 本炭鑛は本斗郡好仁村及び内幌村に亘る二千百三十八ヘクタール九八の鑛區にして南部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月を以て開封せられ内幌炭鑛鐵道株式會社の經營に係る。炭鑛山元と本斗との間約十六籽に私設鐵道を敷設し運輸の便に供す。炭層は上部夾炭層群に屬し、鑛區内を南北に縦走せる一向斜軸を中心として東西兩側に炭層存在す。諸所に露頭ありて厚さ三米のもの二層あり。傾斜は六〇度乃至三〇度東又は西なり。採炭法は長壁式を採用し昭和五年七月以降主要坑道を内幌澤殖民地區劃地基線南四號線附近に炭層の走向に沿ふて開坑し、爾來着々掘進中なり。炭質は褐炭に

屬するも家庭燃料用に好適し、現に附近町村及豊原方面に販賣せらる。

(九) 内川炭鑛 本炭鑛は敷香郡内路村及敷香町に亘れる二千六百ヘクタールの鑛區にして 北部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月に於ける開封の結果三井鑛山株式會社に鑛業權を與へられたるものにして、昭和四年七月操業の準備に着手したるも未だ開坑の運びに至らず。

炭層は上部夾炭層に屬し、其の數十層あり。厚さ〇・五米より八米に及ぶ。鑛區内を南北に走れる一向斜軸により炭層は東翼、西翼に分たる。傾斜は三〇度乃至八〇度東又は西なり。炭質は褐炭に屬す。昭和五年十月以降九米層の一部露頭を階段式露天掘にて採掘し附近部落民の家庭燃料に供せり。

(一〇) 烏舞澤石油試錐井 本試錐井は本斗郡本斗町字烏舞澤に位置す。鑛區は日本石油株式會社の所有にして、三百五ヘクタール四七を占め本斗背斜層を含む。昭和五年七月を以て開坑の準備に着手し、同年十二月十三日試錐を始め爾來掘進中なり。試錐方法は網式にして豫定深度一、一〇〇米なり。

(一一) 圓山石油試錐井 本試錐井は榮濱郡落合町字圓山に位置する日本石油株式會社の鑛區にして面積二千七百六十七アールを占め内淵背斜層を含む。昭和六年十一月より試錐を始め爾來掘進中にして試錐方法はロータリー式に依り豫定深度一、五〇〇米なり。

第二款 鑛業の將來

需要供給の狀況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	産地炭	移入炭	輸入炭	移出炭	差引需要炭
昭和元年	二七五、八一九	七九、三七七	二〇、〇〇〇	六、二〇〇	三六八、九四六
昭和二年	三五七、〇四六	四九、九〇二	一九、九五三	八、三六八	四一八、五二二
昭和三年	五三九、四八一	二八、三八九	八、〇〇〇	一、五三〇	五七四、三四〇
昭和四年	六三三、五二五	三三、四六九	四、九三五	一六、三八〇	六四六、五三九
昭和五年	六四四、九四七	一一、六六七	—	一一、六四六	六四四、九八八
昭和六年	六三七、九六三	三、九六〇	—	三六、〇七九	六〇三、八四三

現今本島諸港に寄港する船舶の殆んど總ては島外の石炭を燃料に供し、又島民家庭用の燃料は未だ薪炭を使用するもの多きも漸次本島産出炭使用に移變し其の消費量は逐年増加の趨勢にあり。數年前に於ては島内産出炭を以て島内の需要を満たす能はず島外よりの移入或は輸入によりて漸く之を満したる狀況なりしも、昭和六年に至りては移入炭量と、移出炭量は移入炭量を遙かに超過し且輸入炭皆無となりたるを以て完全に自給自足の域に達したりと云ふを得べし。されど未だ石炭使用の一般的普及なく従て本島火力

による主要動力たる電力の如きも一キロワット時貳拾四錢乃至四拾錢の高値を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も亦期し得ざるべく、炭田の探掘は本島開發上緊急事に屬するものと謂ふべし。以下本島炭田の探掘に關し一二重要な事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は商工省鑛山局の調査(自昭和四年至昭和六年)

に依れば未探掘炭量百六十六億九百萬

噸其の中現存炭量五十九億六千萬噸にして、之に比較せば樺太の推定埋藏炭量約二十億噸は甚だ尠大にして有望なりと云ふべし。加之内地炭は多年探掘の結果前途益々探掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小鑛坑分立の弊を避け統一的大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に探掘に容易なる安全量を示せるものなるを以て 本島石炭鑛業の前途は實に洋々たるものありと謂ふべし。

炭質 北部炭田、東海岸炭田及西海岸南部炭田の上部分に在る褐炭を除けば其他は凡て瀝青炭に屬し不粘結性にして、燃燒容易なるを以て火格子上の操業簡便なるべく、從て焚料炭としての需要最も多かるべし。

幌岸及北名寄の一部炭層は一般に粘結性强く半ば無煙炭に近き種類に屬する優秀品なり。

探炭の便否

本島石炭の探掘に關し特に不便を感じるものは 北部地方の冬季氣候寒冷にして積雪多量

なること、多數の勞働者を招致すること比較的困難なる二點に在りと雖、地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、從つて探炭の如き地下操業は格段の困難を感じず。唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の探炭を行ふに至らば、大量生産の方法によりて探炭量を節減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法

川上炭鑛には樺太廳鐵道の川上線通じ本斗内幌間は内幌鐵道開通せるを以て之を利用し、大

榮炭鑛に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる探炭所、貯炭所間の架空索道及貯炭所、泊居海岸に一部私設、一部樺太廳經營の輕便運炭軌道あり。大平炭鑛には山元及惠須取海岸間に樺太工業株式會社の敷設せる輕便運搬軌道あり。然れども概して交通機關未だ完からず頗る不便の状態にあるを免れず。

第一章 林業

築一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依囑して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等に於て、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白樺の純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の森林面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大体立木地



林 (松葉落) 松 イ グ

二、〇七三、四一三ヘクタール、未立木地八三三、三三三ヘクタールにして、之に大學演習林面積七九、三六五ヘクタールを加ふれば二、九八六、一一一ヘクタールに達し邦領樺太全面積の約九割を占む。昭和五年度森林収入は總額九、六四〇、七九〇圓に及び、同年度樺太廳歳入總額二六、五四四、五三二圓の約三割二分強を占め依然財政収入の主要財源たるを失はず。

第二節 林 政

領有直後並に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令によりて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き、昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に配置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐森林火

災、放牧、又は無斷開墾等頻りに行はれたるを以て、林業の發展上違算なきを期する爲に、昭和三年大増員を行ひ定員二百六十三名となし、之を各林務署及百四十八ヶ所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めつゝあり。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上、大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月官制改革の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於てし、其の企劃並に監督は之を林務、林業兩課に於て爲すこととなれり。各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し。

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野產物並製品處分、官行斫伐の基本企劃及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企畫並監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、產物處分、保安林、造林、官行斫伐、林業獎勵、森林土木及公私有林の監督指導に關する事項

尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

第三節 造

林

一、本島造林の沿革

往古樺太に於ける森林の状態は、人力を借らずして自然に繁殖生長し、其の面積亦面積全島を掩ひしを以て、島民各自其の欲する所に從ひ、隨意伐採利用せりと雖、當時人口稀少にして利用の途開けざりしを以て、敢て有材の不足を感じざりしのみならず、拓殖の第一歩には鬱蒼たる森林に火を放ちて灰燼となすことさへありき。従つて營林的觀念の如きは殆ど顧みられず、領有時始めて林業方針が樹立せられたるも、極めて簡略不確實、不合理のものにして造林の如きは、明治四十五年に至り豊原町旭ヶ丘に廳設苗圃開設られ、神社學校等の植栽用苗木を養成せるに過ぎず。

然るに拓殖移民の獎勵は漸く人口の増加となり、人智亦開くるに及び木材の利用發達し、從來無價値に近しとせられたる木材は材價次第に高騰し、木材の利用は年を追つて増加し、加之大正九年以來數年間に互る蟲害は被害地を膨大ならしめ、一方山火の頻發は年々廣大なる美林を燒失せしめる等、樺太森林の大破壊を來し、茲に始めて造林事業實施の機運に到達せり。

斯くて大正九年六月造林事業擴張の前提として、造林研究着手の序につき落合町附近の山火跡地にトド

マツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試みたり。其の後引續き實行の結果成績比較的良好、且つ經費僅少にして本島の如く造林を要すべき大地積を有するに於ては、最も有利なる施業法とせられ、爾來播種造林を主とし、側ら植樹造林を行ふの計畫樹立せらる。之本島造林發達史上の初期なり。更に大正十二年より年々五千町歩宛の播種造林を行ふの計劃樹てたり。之第二期なり。更に進んで大正十五年より第三期計畫として年々一萬町歩を標準として其の施業を進め、特に公安公益の爲に木材を要する地域に對して若干の植樹造林をも實施し來れり。

然るに其の後播種に關しては立地樹種、下種方法等尙幾多の考究改善するものあるを知るに及び寧ろ單位面積の造林費を増すも成林の確實性大なる植樹造林を主となすの安全なるに如かずとし昭和三年度以降は此の方針の下に漸次播種造林を縮小すると同時に植樹造林の擴張を圖り、昭和六年度に於ては約二千ヘクタールの新植を行ふに至れり。

尙事業實行は昭和四年度迄は主として本廳直轄に於て苗圃事業其の他の一部に限り支廳に於て行ひしも昭和五年一月林務署官制發布と共に實行の全部を林務署に移し本廳主務課は専ら其の企劃並に監督を掌理することとなり。

二、昭和六年末に至る從來の實行成績概況

イ、播種造林事業 大正九年以來最良方法として主力を注ぎ専ら、トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラ

マツ、白樺、ドイツタウヒ等につき年々擴張實行しつゝ今日に至れること前述の如くなるも、該法の大々的實行は植樹造林に比し不利なる如く、昭和三年度に於て面積を縮小して、植樹造林に譲り、尙昭和四年度より更に改正案に基き之を縮小せり。昭和六年度末の播種面積累計四萬九千五百六十四ヘクタール四二に達せり。

其の中山火の爲焼失したる地域少からず。殘存地の成績亦概して豫期せる所に及ばずと雖、部分的に之を觀れば頗る有望なるものあるを以て 將來必ずや其の短所を避け長所を發揮し得る時あるべきを信じ、今後も植樹造林の傍引續き之を研究的に施行せんとす。

新	播			新	播		
	施行年度	施行面積	施行面積		施行年度	施行面積	施行面積
大正十年	ヘクタール 一五、四七	ヘクタール ヘクタール	ヘクタール ヘクタール	昭和二年	ヘクタール 一〇、四六〇・七四	ヘクタール 二、五九・六八	ヘクタール ヘクタール
大正十一年	五〇・一			昭和三年	七、五七・二七		六五・五五
大正十二年	四、二八五・〇九			昭和四年	三、四四二・四五		
大正十三年	四、七五四・三九			昭和五年	四四五・〇〇		二〇二・三九
大正十四年	七、二五九・〇七			昭和六年	四九、五四・四三	一〇、三〇九・九四	
昭和元年	二、二七三・六〇	七、四四〇・二六		計			二六七・九四

ロ、植樹造林事業 播種造林の従として之が側ら大正十年以來營まれしが、昭和三年一躍九百ヘクタールの實行を見たり。樹種はトドマツ、エゾマツ其の他島産種以外信州カラマツ、獨逸トウヒの如き外來種を

も試みしが其の成績は概して島産種の優れるを實證せるを以て、今後は可成本島固有の有用樹種に付實施する方針なり。

昭和六年度に於ては新植面積累計六千二百二十四ヘクタールに達す。年度別施業面積内譯左表の如し。

施行年度	新		補植		施行年度	新		補植	
	施行面積	手入	施行面積	手入		施行面積	手入	施行面積	手入
大正十一年	三〇・七二	〇	〇	〇	昭和三年	九二・八五	七九・九三	四五四・二三	〇
大正十二年	一九・八三	〇	〇	〇	昭和四年	八三・四九	五六七・四七	一、〇七三・一一	〇
大正十三年	五八・九五	〇	〇	〇	昭和五年	一、二四四・五六	四〇八・五五	一、九八四・五七	〇
大正十四年	九五・七五	〇	〇	〇	昭和六年	二、〇八八・四四	四五七・三七	三、二八八・八〇	〇
昭和元年	二四一・一三	二五・九三	一三一・六〇	〇	計	六、二四・七七	一、六二八・四〇	六、九八八・二九	〇
昭和二年	五八・一六	六九・三六	二〇九・四三	〇					

ハ、防火線事業 大正十一年着手以來概ね人工造林地の保護に止まりしも、近年天然更新地保護の必要上より、更に之れが對策として施設となり、造林事業の進捗と共に増設し、昭和六年度末に於ける新設延長八十五萬四千三百二十三米に及び。年度別施行内譯左の如し。

施行年度	新設延長	手入延長	施行年度	新設延長	手入延長
大正十一年	一三、四九五	〇	大正十三年	八七、九七三	五七、六五〇
大正十二年	七八、二九七	〇	大正十四年	一五、一七三	六九、〇八五

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	計	昭和五年	昭和六年	計
二二六、九七三	一五七、五三〇	一一九、一一九	九五、七二九	一七九、五〇三	二二、〇六三	二七、九六二	八五四、三三三
一六六、二八五	一七六、八四五	一五一、二六六	〇	〇	〇	〇	〇
二二、六六六	三五、八二五	〇	〇	〇	〇	〇	〇

ニ、苗圃事業 明治四十五年始めて豊原苗圃を設け、トドマツ、エゾマツ、カラマツ其の他の養苗を行ひつゝありしも、大正九年以降各地に苗圃を増設して造林用苗木の養成に着手し近年更に植樹造林の擴張と共に益々苗圃事業に留意せる結果現在十七箇所の苗圃となり、年産成苗實に六百萬本を越ゆるに至れり。昭和六年度末の苗圃左の如し。

苗圃名	位置	開設年度	臺帳面積	備考
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	明治四五年五月	一五、二二〇	固
清水	眞岡郡清水村大字清水東一	大正九年五月	四、九五〇	同
保	本斗郡本斗町字吐鯉保澤	同	一三、〇四五	同
富内	眞岡郡蘭泊村字富内岸澤	同	七、九四六	同
泊居	泊居郡泊居町字元澤	同	四、六七六	同
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	同	四、九八三	同
川上	豊原郡川上村字川上	同	六、七二七	同

林業

大	玉	山	南	小	北	十	小	名	上	計
泊	川	川	好	原	丹	田	呂	寄	香	敷
大泊郡大泊町大字大泊字楠溪町	豊原郡豊原町字玉川	大泊郡大泊町字山下町	本斗郡好仁村字南名寄	留多加郡留多加町字南小原	元泊郡知取町字北遠古丹	本斗郡好仁村字十和田澤	野田郡小能登呂村字小能登呂	泊居郡名寄村字東條川	敷香郡敷香町字上敷香	
大正一年五五月	昭和二年五月	同	同	同	同	同	同	同	同	
四・九九三	一九・四〇四〇	六・二六四	五・三三六	六・八七八	一三・八二七	〇・二五〇	一・三五〇	七・四五〇	一四・九二〇	一三・八六九
固	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	

一九八

ホ、天然更新事業。造林事業は從來諸般の事情より山火跡地の人工更新に主力を注ぎ来りしも、本島の森林は大部分天然更新に適せること學界一般の認むる所にして、將來の造林は天然更新の助成を主体とするに至るべしとの見地より昭和四年始めて本事業を實施するに至り、昭和五年度末の施業累計三二・三八六ヘクタールにして將來益々其の範圍を擴張せんとす。

施行年度	下種面積	手入面積	計
昭和四年	一五・二七	一九・〇九	一七三・三五
昭和五年	一	四七・九〇	四七・九〇
昭和六年	九三・六〇	六・九	九三・六〇
計	一〇八・八七	六六・九	一七三・八六

へ、林内歩道事業。國有林野の保護管理利用並に各種施業上其の要切なる本事業は昭和四年度に於て初めて之を實施し將來益々之を擴張する見込なり。昭和六年度末に於ける既設延長累計一八八・七七八米（幅員二米）に達す。

第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本調査を爲すこととせり。即ち全域三萬六千九百九十九方秆より開拓豫定地七千四百四十五方秆を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。

林業

一九九

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案説明書調製の六項と定め、其の内林別區分は左記に據りて調査することとなれり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準による。

一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域

二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鑛業用の材料を供給すべき區域

三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域

四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域

五、除地は將來施行の見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班を十五組とし、同時に十五箇年計畫は長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了し、本島森林原野面積二百九十三萬六千ヘクタールにして材積針葉樹生立木約一億六千八百七萬立方米、同蟲害木約一千五百五十八萬立方米（調査實數）潤葉樹約二千三百九十三萬立方米を得たり。此の調査は人跡未踏交通不便等の爲め極めて概要に止まりた

りと雖、一先づ完了せるを以て昭和三年度迄は主として殖民關係地の林地況調査を行ひ、同四年度よりは更めて既往調査箇所の檢定調査を續行するの方針を樹て同年度には先づ町村林豫定地の調査並に散江、多加兩事業區の各一部檢訂を施行せしが翌五年度に至り陸軍機の援助に依り航空寫真利用森林調査の計劃を樹て先づ同年度には知取、伊皿を連ぬる線以北、保惠、恩内を連ぬる線以南面積約六十八萬ヘクタールを、同六年度には前年區域の北部國境間（但幌内川以西）南部落合、小能登呂を連ぬる線迄面積約百六萬ヘクタールの撮影を了し、引續き同七年度に於て幌内川以東約七十萬ヘクタールを撮影する見込を以て目下進捗中なり。

第五節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈し、明治四十一年に終了せる第一回森林概況調査の結果に徴するも優に十九億餘石を算せしに、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として殘されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、バルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟ちてここにバルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ、操業の開始を見たり。

時恰も歐洲戰亂に際會し、バルプの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を挙げ、本島バルプの名聲頓に昂まれり。爾來打續く好況に伴ひ島内各所に工場設立せられ、現時島内に八工場を算し、年

産額バルブ十七萬五千噸、洋紙一億三千萬疋に達し、之が資材消費量百九万七千立方米に及び、本邦バルブ産額の約半數を供給する現況に在り。
島内製紙工場最近の生産額左の如し。

年次	工場數	資材消費高	生産		紙類	價		計格
			バルブ	紙		バルブ	紙	
昭和四年	八	一、三三、五五三	一六五、三五三	一五、五九三	紙	二一、二六、二二三	三〇、五八〇、〇六八	五、七〇六、一八二
昭和五年	八	一、四七七、八七四	一九、三〇九	一三九、五六二	紙	二四、一六二、二七〇	三〇、六五三、一七〇	五、八八三、五四〇
昭和六年	八	一、〇九七、五五九	一七五、一三五	一三三、三四一	紙	一八、二五一、三三六	二五、六六六、六〇一	四三、九七七、九四二

第六節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至り。今其の面積を表記すれば次の如し。

(昭和六年三月末現在)

演習林名	所在地	設定月日	面積	針葉樹	闊葉樹
東京帝國大學演習林	榮濱郡榮濱村相川流域小田寒川流域の一部	大正三年四月	二・八一九	二、五五七	二六四
京都帝國大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	大正四年十二月	一九・九三三	三、三五三	一三四

同	亞屯演習林 <th>敷香郡敷香町幌内川支流亞屯川流域の一部 <th>大正五年二月 <th>一九・七四六 <th>四、〇七七 <th>二五三 </th></th></th></th></th>	敷香郡敷香町幌内川支流亞屯川流域の一部 <th>大正五年二月 <th>一九・七四六 <th>四、〇七七 <th>二五三 </th></th></th></th>	大正五年二月 <th>一九・七四六 <th>四、〇七七 <th>二五三 </th></th></th>	一九・七四六 <th>四、〇七七 <th>二五三 </th></th>	四、〇七七 <th>二五三 </th>	二五三
北海道帝國大學演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	大正二年六月	二〇・三四五	三、〇七三	一九二	
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香町幌内川支流保惠川流域	大正三年四月	八・七四二	一三、〇六一	八五一	

東京帝國大學演習林 全林を相川及小田寒の二事業區四十九ヶ林班に區劃し之を林業地及林業外地の二種となし、前者は更に普通施業地、施業制限地、各種試験地、未利用林等に分け各別に施業方法を定む。普通施業地は本林の最主要部を占むるものにして、トド、エゾの混濬林よりなり、回歸年二十年、輪伐齡百二十年の擇伐業を行ひ、材積に於ては三十三%の擇伐を行ふ。

各種試験

天然更新、擇伐比較試験、苗木養成試験、植樹造林、人工播種造林、防風防湖林造成、椎茸培養試験、野生動物飼養試験

京都帝國大學演習林 古丹岸、亞屯を合して一事業區となし左の要項に基き施業しつゝあり。

作業法 前更喬林作業

樹種 エゾマツ、トドマツ、カラマツ、其他

輪伐齡 百年

第一施業期標準年伐面積……一四四ヘクタール
同 年伐材積……三二七、四三二立方米

施設の主なるものは人工、天然兩造林千數百ヘクタールを行ふ。泊岸に苗圃を設け、林道、歩道、防火線約五、四五五米を開設せり。

各種試験

擇伐試験、傘伐試験、區域皆伐試験、人工播種、人工栽植成長調査 Logging及Lumbering
の諸方法比較、牧畜調査、林業と漁業との調和、森林の影響に關する調査

北海道帝國大學演習林 本林は未だ全般にわたり秩序的施業を實行するの運に至らずと雖、學術的模範林業を經營する目的を以て大正九年一部を區劃して假施行案を編成し之を第一事業區とし、作業種の擇伐喬林作業、輪伐期百五十年回歸年五十年とし伐採跡地に於て天然更新試験を行ひつゝあり。

九州帝國大學演習林 本林は地形上平坦林、山岳林、奥地集水地域林の三段となし各々施業方法を異にする。

普通施業地は輪伐期百五十年とするトド、エゾ擇伐喬林作業となし回歸年三十年とし、擇伐量は材積に於て四〇%、直徑二寸以上のものにつき徑六寸以上のもの三割以下を擇伐するものとするも、稚樹の比較的大なるもの密生せる箇所は傘伐更新を行ひ、又稚樹の發生少き一齊林地には豫備林下種伐の階梯によりて施業するが如く何れも其の林況に應じ適宜の天然更新を行ひ跡地の更新を圖るものとす。

而して普通施業地の中には市場の緩急に應じ相當の屈伸力を有せしむる爲、豫備林を設置せるの外防火其の他の用に充て、當分の伐採を見合はせる準施業制限地、寒帶植物の各種試験に供する試験林あり。山岳林は施業制限地に編入す。

昭和五年度に於ける各演習林の森林收入及森林費を示せば左の如し。(△ハ不足)

森 林 收 入	東 大 京 大 北 大 九 大			
	大	京	北	大
森 林 收 入	六、一七六	一六二、八五三	一四、六〇五	九一、九三八
森 林 費	六、七六〇	二八、八五四	一八、七八〇	八一、〇六六
差 引	二、四一八	一三三、九九八	△	一〇、八六三

第七節 官行斫伐

第一款 概 説

第一項 事業の開始

大正八年より大正十二年に亙る松帖蠶蔓延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二千四百四十九立方米の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同地に他方官營に依る蟲害木の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始し昭和元年に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は將來林力を保續し得ると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、輪伐期百年、回歸二十年の擇伐更新法を採用し、伐採率を胸高直徑四寸以上の立木に付き材積六割以内、本數二割以内とし胸高直徑九寸以上のものを伐採することに改めたり。

然るに之を民營に一任しては萬全の結果を得難き事情あるに鑑み、更に昭和元年度より改訂方針に基き恒久的官行斫伐事業を實施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たるが、昭和五年一月二十一日林務署官制公布と共に右實行は林務署に移り樺太廳林業課、林務課にて監督並に計畫を爲すことに改定森林作業所は廢止されたり。

第二項 事業の計畫

昭和二年五月現行官行斫伐事業開始に當り年々丸太五三五、七四三立方メートルを伐採し翌年度之を搬出して賣拂處分を爲す豫定の處種々の事情に依り既定計畫の通り實現するに至らず年々伐採數量等變更せられたりしが、昭和五年度以降年々丸太一九六、三七〇立方メートルを伐採し翌年度之を搬出處分することに改變せられたり。

昭和六年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行斫伐収入 一、三二四、八五二圓
- 二、官行斫伐費 五六〇、六三三圓

三、事業 伐木造林一九六、三七〇立方メートル、搬出二〇二、〇一二立方メートル、販賣二〇二、〇一二立方メートル

四、事業箇所 西柵丹、北名好、氣屯、淺瀬、遠内 計五箇所

第二款 事業の概況

伐木造林 造材方法は利用の集約運搬竝に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四糎以上、長さ一、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇糎以上、長さ四、〇及四、二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。

トラクターは昭和二年に於てはフォードソン六臺、エルエツチダブリウ二臺、計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことより機械の故障多く爲めに豫期の成績を挙げ得ざりき。三年度は専ら氣屯事業所に於て試験的に實行せり。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下け水中引渡或は水切卷立をなす。
製品處分 製紙會社年期賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、その他の區域に屬する分は豫約公募に依り處分す。各年度事業成績細別左表の如し。

林業

事業成績表

年 度	伐 木	搬 出	引 渡	備 考
大正十一年	二、七三三、六〇・四八 三三六、〇〇	六七三、六六六・八二 二七二、六〇	六六六、八五九・一三 六六六、〇〇	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、 土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。 二、敷は薪材なり。 三、括弧内は丸太本数を示す。 四、材積は昭和元年以前を石を以て示し、昭 和二年以降は立方米を以し示す。
大正十二年	二、二五九、四八五・七七 一、〇〇九、〇〇〇	一、九〇四、五〇〇・八三 三三三、四〇〇	二、一一一、六三〇・〇九 二七三、六〇〇	
大正十三年	二、三六六、五四五・九八	二、五〇二、八二〇・三三 四三三、九〇〇	二、五四七、二八八・五四 七三五、八〇〇	
大正十四年	一、一〇〇、三八八・九一	二、一三〇、一一八・〇二	二、一六九、五二五・三八 一〇、八〇〇	
昭和元年	七四四、九八二・〇〇	一、二七四、六九三・一七	一、三三九、五〇一・三八 二二九、〇八	
昭和二年	五五九、六三〇・四七三 (二、二五五、四三二本)	二五、四二九・〇一五 (二、六、五九四本)	七、一三七・〇三〇	
昭和三年	四五九、三四〇・七七七 (一、七六八、二七四)	四九四、一五六、六六九 (二、〇三三、五五六)	五〇九、二八・一三三 (二、〇八八、七八本)	
昭和四年	四九二、〇六一・〇六八 (一、七六四、五〇〇)	四九七、八六三、〇五四 (一、九四三、五八二)	五〇四、九三〇・七七三 (一、九九三、六四一)	
昭和五年	一九八、七四二・七〇六 (六三六、七七三)	四五五、二五〇・四六二 (一、六六一、四五三)	四五五、二五〇・四六二 (一、六六一、四五三)	
昭和六年	二〇五、五八七・八六一 (六三二、七一八)	二〇二、一五八・五五〇 (六五二、五四七)	二〇二、一五八・五五〇 (六五二、五四七)	

賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し年期、豫約公募、特賣等に附し賣拂を爲す。其の數量、賣拂價格等を表示すれば左の如し。

年 度	積立金額	費 用 區 別		年 期	豫 約 公 募	特 賣	計
		材 積	額 積				
大正十一年	材 積	額 積	二、三三、六二五・七六	五七、一二四・三九	三三六、〇九八・九八	六二六、八五九・一三	
大正十二年	材 積	額 積	五六七、五四七・五四	一六〇、二三四・六八	六九七、七八〇・二二	一、四三三、五五二・四五	
大正十三年	材 積	額 積	八二六、三七八・八〇	五三三、八二五・三四	七五一、四二五・九五	二、一一一、六三〇・〇九	
大正十四年	材 積	額 積	三、一九九、六三三・四六	一、四七六、八一〇・一三	一、九一七、四二九・五九	五、五九三、八七三・一九	
昭和元年	材 積	額 積	一、五三七、四〇九・九二	四〇九、二六五・六六	一、〇〇七、一八五・〇九	二、五四七、二八八・五四	
計	材 積	額 積	四、二五〇、〇三三・〇六	一、〇七七、一八五・〇九	六〇〇、六一二・九六	六、九五三、六二九・六八	
	材 積	額 積	八三、七六〇・六一	四五七、七八六・七五	一、六二七、九七八・〇二	二、一六九、五二五・三八	
	材 積	額 積	一八六、六八八・六〇	一、〇六七、一六九・五五	三、五八九、九二五・三四	四、八四三、七八三・四九	
	材 積	額 積	一〇〇、〇〇〇・〇〇	八八四、七〇四・三七	三三四、七九七・〇一	一、三一九、五〇一・三八	
	材 積	額 積	二、七八一、一八五・〇九	二、四〇〇、五六四・九九	九〇八、五四七・四九	三、五六四、一一二・四八	
	材 積	額 積	七、四五八、八八二・六六	二、三四二、七〇六・五一	八、七四〇、二四・一八	八、七六四、八〇四・五三	
	材 積	額 積		六、一八一、九五四・四三		三、三八〇、九五二・二七	
昭和二年	材 積	額 積		八、八三四、五三七	八一、〇五二、五八二	八九、八八七、一一九	
昭和三年	材 積	額 積		六六、九三五・四一	一、〇六三、五三四・一三	一、一三〇、四五九・五三	
昭和四年	材 積	額 積			四三三、二五二、二三九	四三三、二五二、二三九	
	材 積	額 積			三、三〇八、一五六・一九	三、三〇八、一五六・一九	
	材 積	額 積			五〇五、一七〇、七八八	五〇五、一七〇、七八八	
	材 積	額 積			三、三八五、三〇一・九二	三、三八五、三〇一・九二	

林業

計	昭和五年		昭和六年	
	金材額積	金材額積	金材額積	金材額積
	四五五、二五〇、四六三	四五五、二五〇、四六三	四五五、二五〇、四六三	四五五、二五〇、四六三
	二、九六二、九九四・三五	二、九六二、九九四・三五	二、九六二、九九四・三五	二、九六二、九九四・三五
	二〇一、八二八	二〇一、八二八	二〇一、八二八	二〇一、八二八
	一、二七九、五二〇・〇〇	一、二七九、五二〇・〇〇	一、二七九、五二〇・〇〇	一、二七九、五二〇・〇〇
	一、六七五、五四四、〇六一	一、六七五、五四四、〇六一	一、六七五、五四四、〇六一	一、六七五、五四四、〇六一
	一一、九九九、四九六・五八	一一、九九九、四九六・五八	一一、九九九、四九六・五八	一一、九九九、四九六・五八
	八、八三四、五三七	八、八三四、五三七	八、八三四、五三七	八、八三四、五三七
	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一	六六、九五五・四一

備考 自大正十一年は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり
至昭和元年

第十一章 水産業

第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯨、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯨、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯨、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯨、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度

を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

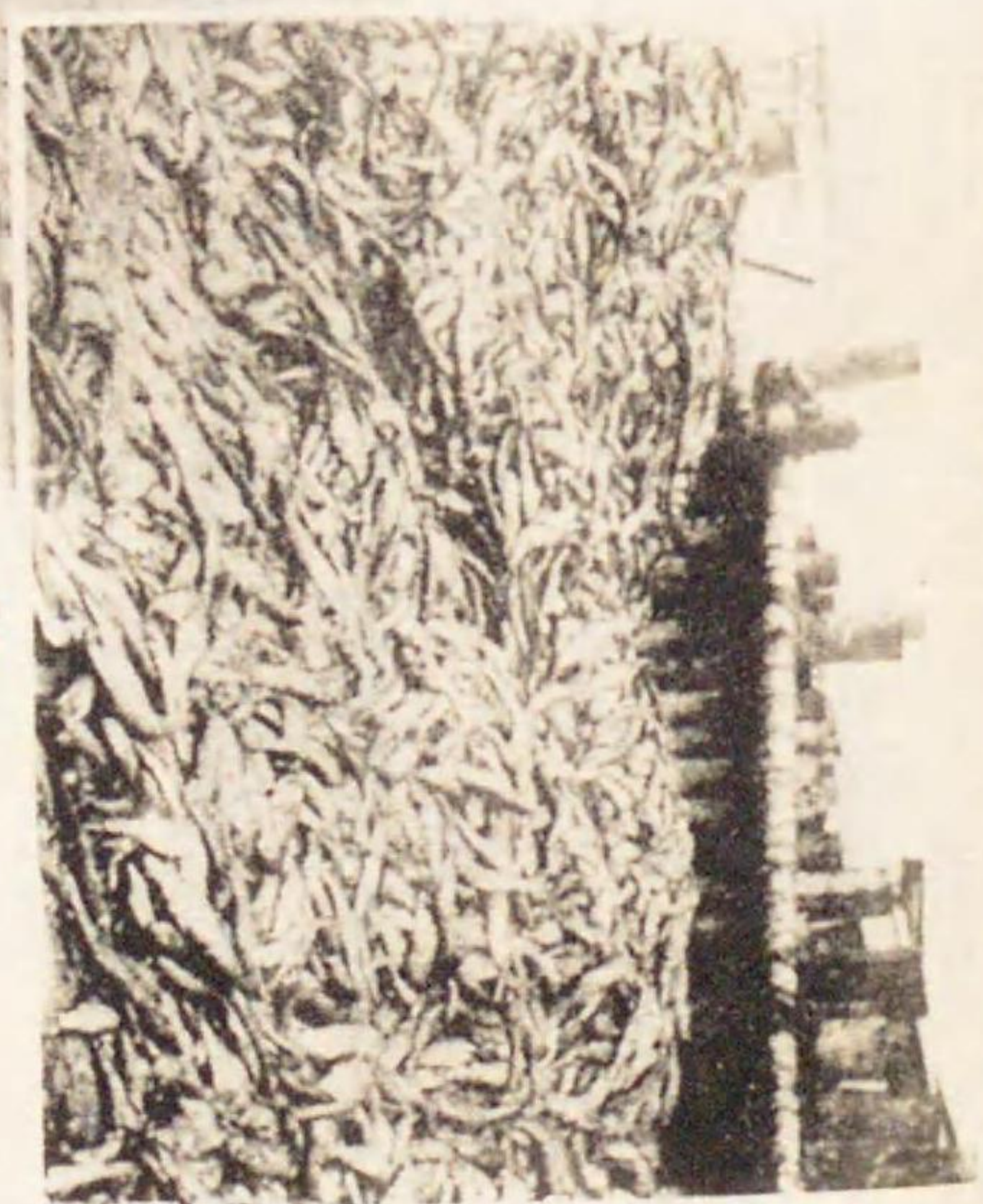
- 一、漁業法
 - 一、樺太に於ける漁業法施行規則
 - 一、漁業登録令
 - 一、樺太に於ける漁業登録令
- 施行規則
 - 一、樺太漁業取締規則
 - 一、罐詰及罐詰製造業取締規則
 - 一、水産物検査規則
 - 一、水産會法
 - 一、水産會報施行規則
 - 一、漁業組合令
 - 一、漁業組合令施行規則
 - 一、水産組合理則等。

漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯨、鱒及鮭の定置漁業、魚類、介類、藻類等の區劃漁業及專用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯨、鱒及鮭の免許漁業は特定の事項(樺太に於ける漁業法施行規則第九條)に該當する場合に非ざれば免許を與へず。其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒及鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

免許漁業の種類は十三種ありて支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。而して鯨及鱒の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鱒配繩の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人と雖之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の



罾

況 狀 ノ 漁 鯨

大半は此地方に於て漁獲せしも、爾來年と共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし。之に反し眞岡、木斗附近及亞庭灣に於ける大泊、長濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出せり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め鱒、鮭と鯧とは別箇の漁業權とし、鯧漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり。大正十一年再び漁業法を改正し待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在建網四百二十四、鱒及鮭瓢網又は建網二百五十三に及べり。尙大正五年より專用漁業場を設け現在其の數八十三に達せり。

鯧は其の大部分は漁業者に依り搾粕に製造せらるゝと雖、近時身欠鯧並に鱈の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯧漁獲高

年度	支廳							計
	敷	香	元	泊	豐	原	大	
昭和三年	二二、九六二	四六、三四一	〇〇一	六、九四一	二九、二八七	三三、一五二	二九、二七七	四七三、三七六、七七六
昭和四年	二〇、六九七	三九三	六、九四九	三、三三三	三六、六四四	三三、二七三	二七、四三三	四二〇、五五〇、二五〇
昭和五年	二二、二四一	八〇四	一八、六六〇	五、九三二	二二、〇四三	三三、七六三	三三、〇七三	四七三、九七七、三七四
昭和六年	一〇、八七	八三八	六五、二五〇		二六、九三	四四、四二八	二八、二八三	五四六、八三四、〇〇四

年度	支廳							計
	敷	香	元	泊	豐	原	大	
昭和三年	一九、三五五	三三九	三、七四〇	五、五	五、四九一	二、四四五	二、四六九	三三、五三九、五六六
昭和四年	四、五六八	四九〇	二、三〇三	八、二〇	一、〇一〇	三、九六	一、三三四	一一、二六九、四八九
昭和五年	七、六七二	四三五	一、九三三	六〇四	九六六	八八	六九二	一五、二五三、八一九
昭和六年	五、六四七	七八一	九一七	五六五	六三一	八〇〇	五一六	九、三〇一、三六五

鱒・鱒漁業は鯧漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加、新聞間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鱒漁場は比較的優秀なり。

本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることゝなれり。鱒は島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの並罐詰原料に供するもの次第に増加せるも、尙其の大部内は鹽藏せらる。

鱒漁獲高

年度	支廳							計
	敷	香	元	泊	豐	原	大	
昭和三年	一九、三五五	三三九	三、七四〇	五、五	五、四九一	二、四四五	二、四六九	三三、五三九、五六六
昭和四年	四、五六八	四九〇	二、三〇三	八、二〇	一、〇一〇	三、九六	一、三三四	一一、二六九、四八九
昭和五年	七、六七二	四三五	一、九三三	六〇四	九六六	八八	六九二	一五、二五三、八一九
昭和六年	五、六四七	七八一	九一七	五六五	六三一	八〇〇	五一六	九、三〇一、三六五

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高二十二萬五千斤内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては多蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて十一萬二千五百斤以上漁獲するものあり。

鮭は鱒と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産多からず。

鮭 漁 獲 高

年 度	支 廳	敷 香	元 泊	豊 原	大 泊	木 斗	眞 岡	泊 居	計
昭和三年	昭	一〇、五三、六四五	一〇、九二	一四九、二〇五	二四八、二三五	一三九、三六五	七六、二一〇	五、六三九	一、六八三、〇九〇
昭和四年	昭	五七二、五三五	六、四八四	一〇八、九四一	二八四、五〇一	一七〇、八五八	五〇、二六五	一、四三五	一、一九五、〇〇九
昭和五年	昭	一、〇九九、五三〇	四四、三七	一四二、七八八	七六一、五九一	二八一、三六六	二二八、六三一	七三三	二、四七、九三六
昭和六年	昭	六五五、九六	六、七五八	一三五、三三六	四三、五二三	二八〇、八二一	一四〇、三八五	一、三五四	一、六五三、〇六三

鱈 鱈は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於て、専ら配繩を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三個月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂

春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一雙にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一雙にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるのみならず、最も多産する北木斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし或るものは百馬力に近き發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙人正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストッククフィツシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額九五六・二五〇斤に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鹽鱈として移出せらるるもの百萬尾に達するに至れり。

尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥品肝油の二種にして其の年産額二萬噸に達す。

鱈 漁 獲 高

年 度	支 廳	敷 香	元 泊	豊 原	大 泊	木 斗	眞 岡	泊 居	計
昭和三年	昭	一三〇	一、七二	五、〇八五	二〇五、一八二	一六〇、六三二	八四〇七、九五〇	六九五、九九六	三五、三七七、一五〇
昭和四年	昭	一、七二	一、七二	四、五六〇	二二四、六三二	三三、三九七、六九五	七、四三三、六六〇	四八二、〇六三	三三、五七七、三二二

年度	支廳	敷	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和五年							三、二四〇		一〇八、一一〇	一、一五、四三	一、七九	八、四二八	八、八八一		三、四二五	二、四三〇
昭和六年							三、〇〇〇		八五、二四	二、九四、〇四	〇	六、九七	七、六九		一、〇八、〇〇	二、〇〇、二〇

蝶 蝶の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は配繩又手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁續出せり。蝶は生賣せらるゝの外悉く搾粕に製造せらる。

蝶 漁獲高

年度	支廳	敷	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年			二、五八〇	三、六二〇	六、二一五	三、六三	二、七二	一、四六	一、〇四	一、二七	四、三〇	一、五九				四、三〇、一五九
昭和四年			三、七六五	五、二五〇	七、〇八八	三、〇六	三、七〇	二、四七	八、二八	九、九二	二、二	五、六六	一、七五			五、六六、一七五
昭和五年			—	七、八六三	八、五二八	二、六四	六、〇六	二、七三	五、八一	一、九八	五、六五	四、〇五	八、〇三			四、五七、七〇六
昭和六年			五、七七五	二、六八二	二、五二七	七、八六	一、四七	九、〇〇	二、六九	九、五五	一、〇七	九、四三	八			二、七四、二四二

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し就中西海岸及亞庭灣口に多く、専ら刺網を使用して漁獲せらる。明治四十二年以降罐詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護

の爲め雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生賣を除くの外全部罐詰及鱈詰に製造せられ、大正六年には其の産額十二萬噸、價格參百拾六萬五千餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、樺太の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。販路は從來米國を主とせしが近時歐洲各國(特に英國)及南洋方面に販路を開拓しつゝあり。

蟹 漁獲高

年度	支廳	敷	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年			八、〇〇〇	六三、四八〇	四一、八〇〇	一六、三五〇	一〇〇	一八六、八〇八	三六、九三三	一、三三五	五二六					一、三三五、五二六
昭和四年			一八、七九五	六七、九二二	一四五、五八九	二二、六六二	二、六二〇	一、五〇七、一〇八	五二、三七三	二、〇二六	〇、五九					二、〇二六、〇五九
昭和五年			一〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	九九、八九八	二〇三、五五五	一三三、三五六	一、五五六、四二八	七七三、七九八	二、八五一	〇、三五					二、八五一、〇三五
昭和六年			一三、〇〇〇	七七、七八三	九八、五三四	二二二、五五〇	二〇四、二九六	一、七五四、一九九	三七六、四八六	二、七三五	八三二					二、七三五、八三二

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざるなく、就中西海岸及亞庭灣に多産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊讚間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せ

水産業

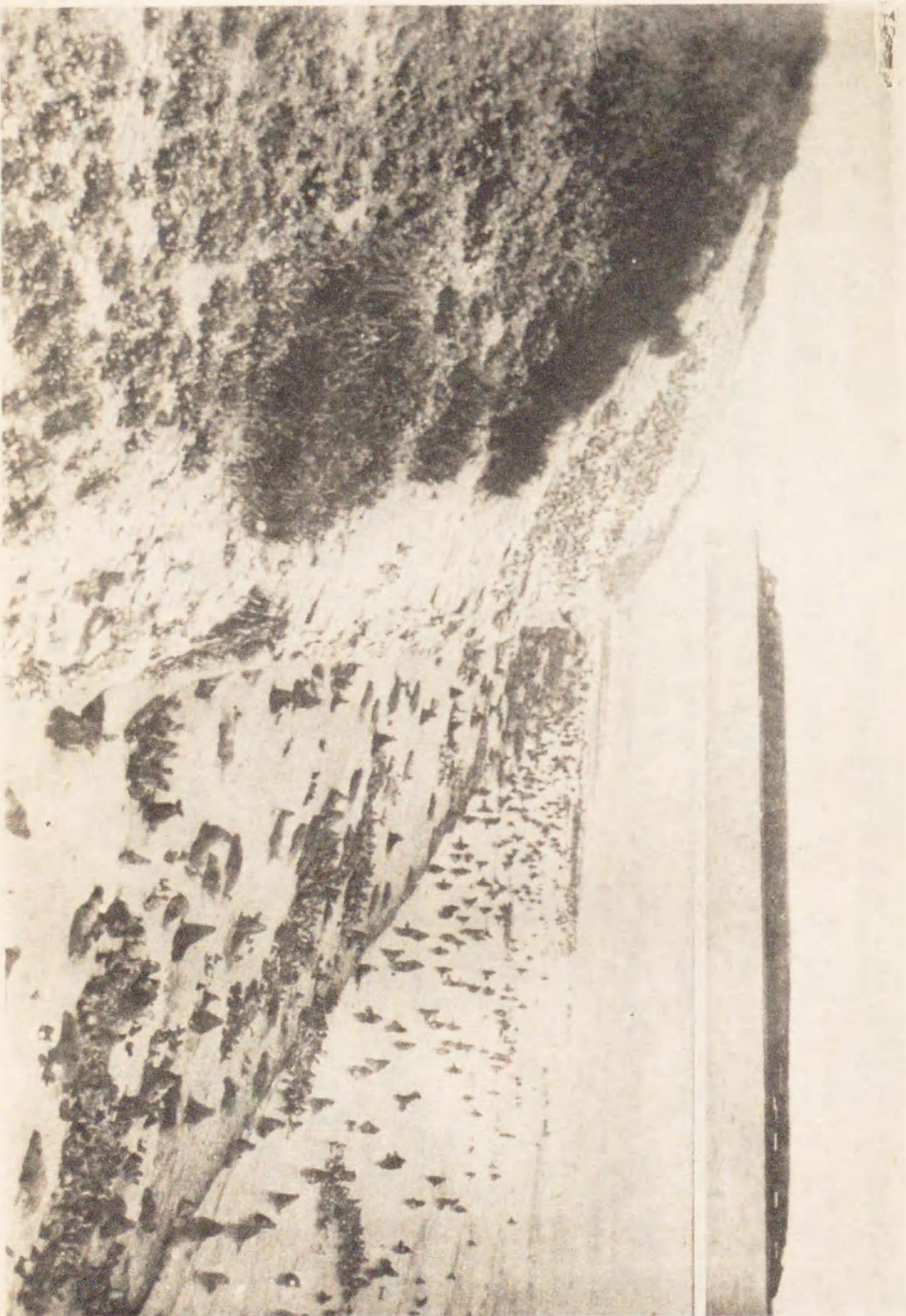
ざるごとあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。沃度加里製造業は一時海岸到る處盛に行はれたるも近時全く休止の状態に在り。

昆布製品(昭和六年)(軒)

品種	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	合	
																數量	金額
反昆布								一、五六、四二八	一、〇〇五、八八一			二〇四、三三五		二二九、一八八	二、九二五、七三三	六七八、六六一	
花折昆布								一二、七三九	三、一五〇					一九	一五、八八九	六、三七七	
トロロ昆布								一六、〇三三	二〇、四七五						六五、八三一	二、二二四	
島田昆布				三三、一八〇			一一〇					一〇〇			三三、三〇〇	四九八	
端折昆布								五六三							五六三	七〇	
猫足昆布									七、四八一						七、四八一	三三九	
細目昆布									七、五〇〇						七、五〇〇	五四三	
其他								四、四一八	二七〇			六六九			五、四七五	九九九	
計				三三、一八〇			一一〇	一一〇、一六二	一、〇四四、七五八	二七〇	二三四、七五八	六六九		一九	二二九、二〇六	六八九、六〇〇	

鯨 春夏の候海岸近くに回遊するもの尠からず。種類は春期には克鯨多く夏期は長鬚鯨を主とし座頭鯨之に亞ぐ。捕鯨業は現在、東洋捕鯨株式會社に依り亞庭灣内札塔に根據を置き、毎年捕鯨船一雙乃至二雙



島 約 海 鯨 屍 約 一 隻

を使用し従業せらる。捕獲頭数は年に依り消長ありと雖、大正十年の如きは八十二頭の多きに達せしも漸次減少し、昭和二年には三十九頭、昭和三年には三十六頭、昭和四年には三十四頭、昭和五年には三十六頭捕獲し、昭和六年には休業せり。

●●●●
 臘肭獸 海約島は我國唯一の臘肭獸蕃殖場にして、米領ブリビロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘肭獸蕃殖保護及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘肭獸蕃殖狀況

年 別	最 多 上 陸 頭 數	産 兒 數	死 兒 數	獵 獲 頭 數
昭 和 元 年	二四、七三 <small>額</small>	九、六五 <small>額</small>	四三五 <small>額</small>	一、三三 <small>額</small>
昭 和 二 年	二六、〇九	一一、〇八	三七三	一、〇八
昭 和 三 年	二七、八六〇	一二、六三〇	五七三	一、五三〇
昭 和 四 年	二九、七六四	一三、〇〇〇	五四〇	一、七〇五
昭 和 五 年	二六、八七三	一一、八五五	四六二	一、七二二
昭 和 六 年	二七、〇九九	一二、四六〇	五三五	一、七〇四

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。
水産物總價額

種類	年度					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
鯧	二,七七九,六九五	九,九〇五,九七九	一三,七六六,七三三	一四,六六六,七三六	九,八一,六九八	八,〇〇,七三三
鱈	二,四六七,一三八	一,〇三四,一九三	二,六四七,六三五	一,二二九,二五八	一,一六一,九二〇	六〇九,二七九
鱈	四八三,二七九	三四八,九二四	三三四,三九七	二二二,九〇四	三三八,三四〇	一九四,六三五
鱈	二,一三三,一三〇	二,一〇九,八五三	一,七五五,九九九	一,五六八,四三九	一,二三〇,六六二	九一六,八七七
鱈	五五,五四九	八九,九二九	一五三,六五三	一六二,二三五	九六,四八一	一九,二七三
鱈	六二,五六二	一,〇四〇,〇四六	一九八,九七一	一,三二〇,三九五	一,六六一,五五三	一,七四九,四八〇
鱈	五八三,五三九	三五五,五七三	七七八,八九九	六四二,三九八	七四五,二五一	六八九,六〇〇
鱈	四九,九〇三	四三,一〇九	八五,八四六	一二四,七三二	八八,一四九	一四
鱈	二七,三七六	三三,一六〇	一三,一〇五	一四,三五二	四,二六三	一,九九〇
鱈	三五,四三三	三六,八六一	四八,五六四	三九,二八九	二六,二四六	一九,四八六
鱈	四〇,五二〇	七四,三七七	一〇九,二七〇	一〇〇,〇四七	一五八,六八五	一三一,九二二
鱈	七七,八二二	六三三,三四九	六九四,二八〇	六六一,二九三	五〇七,〇六七	三四四,五二六
計	二〇,〇三〇,九四四	一五,七〇五,三三〇	二〇,五五七,四三三	二〇,八八〇,六一〇	一五,九〇九,〇七五	二二,七五〇,四一九

第二節 蕃殖保護

鱈、鮭増殖施設として幌内川三、樫保川、馬群潭川、内淵川、阿幸川、麻内川、多蘭泊川、來知志川に各一ヶ所の人口孵化場(以上の内二は官營其他は水産會又は組合經營)を設けたるに其の成績良好なり。昭和六年度に於ける採卵数は鮭三五、三七三、三三三粒、鱈一六、五一五、〇〇〇粒に達せり。

其他昆布、寒天原藻たる「イタニグサ」、岩海苔、「カキ」、北寄貝、蜆、鯉、鮒等の増殖事業は年と共に見るべきものあり。尙「タラバカニ」、「カキ」、海鼠、昆布等に付ては禁漁期を設け鱈、鱈漁業に使用する漁具に付ては漁業時期、漁場、網目及漁具の大きさ等に夫々制限を附して蕃殖保護を圖りつゝあり。

第四節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、建網漁業水産組合、亞庭灣水産組合及罐詰業水産組合等相次で之を行ひ其の成績稍見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點尠からざりしを以て大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員八十二名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鯨、鯨鱈、鯨鱈、鹽鱈、鹽鮭、鹽鱈、鹽鮭、鯨及鮭の筋子、開鱈、開鱈、棒鱈、棒鱈、乾鮎、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、剥蝦、鰻、鮫、鮫、玉筋魚及小鯨の煮乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝、鱈及鮭の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第五節 水産に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業權を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鯨、鱈、鮭の定置漁業權の外更に専用漁業權を附與し、組合員をして直接鯨、鱈、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果輒近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講話其の他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數四十五、組合員四千二百餘名、積立金十八萬六千餘圓に達せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

第十二章 中央試験所

第一節 沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬が山野に弛驅するを集めて貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五ヶ所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せて貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場、後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相次て移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川の附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併して小沼をその分場とすると共に眞岡郡眞岡町宇遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事畜産化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開發は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充して從來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ邦國に比類を見ざる一大林産地として一葦帶水の北海道と相對峙したるを以て、之が試験研究の史も久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工更新に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を舉げて林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。從て爾來専ら松毛蟲の防除並森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地千三百十五町歩に、人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入して、總面積六千九百二十二町歩を算するに至れり。斯くして農事、畜産、水産並林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たり

と雖、其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點あるに鑑み、昭和四年九月勅令第三百號を以て従來の兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産、及林業に關する試験部門は之れを小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に安置し宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改め、着々試験研究の陣容を整へつゝあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

第二節 事業の組織

第一款 事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於ては今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を舉ぐれば左の如し。

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其の他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

第二款 組織

本所現在の組織は農業部、畜産部、林業部又水産部の四部並に庶務課にして所長之を統轄し、各部課には夫々部長及び課長を置き部課に屬する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむる爲科を設け、各科に科長を置けり。之が定員は技師十一名、書記四名、技手二十七名にして配するに雇員三十四名を以てせり。

第三節 事業分掌

第一款 農業部

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる。其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として種藝及農業物理研究に關する部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定に關する事項、主要農産物の品種改良に關する事項、各種農作物の耕種法に關する研究、農業氣象に關する事項、農業用器具及機械の改良に關する事項、農業經營試験に關する事項、種子、種苗の鑑定及配付に關する事項並實習生の養成に關する事項等を掌る。従來試験の結果擧げ得たる成績中其の主

なるものを舉ぐれば左の如し。

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し。

大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、稗燕麥、蕎麥、黍、大豆、菜豆、豌豆、蠶豆、蒸菜、亞米利加暴風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蔓蔓、甜菜、亞麻、除蟲菊、苧苧、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、午葵、胡蘿蔔、火焰菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其の他葉菜類、草莓、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、馬鈴薯及甜菜は本島の風土に最もよく恰適し品質極めて優良なり。

二、品質改良

優良品種査定試験により本島の風土に恰適せる優良品種を査定すると同時に稗麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法によりて優良品種の第一次的育成を行へり。昭和六年度に於ては大麥、豌豆(罐詰用)、蠶豆及亞麻の第一次的優良品種査定試験を完了し尙新優良品種として左記五種を選出育成せり。

燕麥里子一號、裸燕麥並川一號及並川二號、黍ハンガリアンミレット一號、馬鈴薯北星一號

三、耕種法試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並適期査定試験、收穫適期査定試験及栽培勞力調査等を行ひたり。

四、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和六年迄に六十九名の修業者を出せり。

五、種苗配付

從來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として農事實行組合並に一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努め居れり。

六、印刷物配付

試験完了し其の成績顯著なるものは之を纏録の上所報として廣く當業者に配付し、以て成績の普及及徹底に努めたり。

尙昭和六年度に於ける主なる事業項目を舉ぐれば左の如し。

一、豊凶考照試験

二、適作物査定試験

三、主要作物優良品種査定試験

四、小麥、豌豆、馬鈴薯、甜菜、胡瓜及草莓の育種に関する試験

五、甜菜栽培に際し其の適當なる前作物及後作物査定に関する試験

六、耕鋤の深淺による土壤の理化學的變化が小麥並甜菜の生育、特に甜菜根部の形質に及ぼす影響に關する試験

七、綠肥作物の混播により亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定に關する試験

八、種子の交換による亞麻の收量、品質に及ぼす影響査定に關する試験

九、罌粟、馬鈴薯及綠肥作物の播種適期査定試験

一〇、罌粟及馬鈴薯の適當なる生育領域査定試験

一一、豌豆、蕎麥、罌粟及葱の收穫適期査定試験

一二、甜菜、家畜用胡蘿蔔及綠肥作物の採種に關する試験

一三、甘藍、胡瓜、茄子、蕃茄、南瓜及野蜀葵の促成栽培試験

一四、水稻の授精稔熟に關する試験

一五、有用野草栽培に關する豫備試験

一六、甜菜莖葉貯藏試験

一七、蔬菜類の貯藏に適切なる貯藏窖の創案改良に關する試験

一八、罌粟栽培に要する勞力調査

一九、移動溫室利用に關する經濟調査

二〇、優良農具に關する調査試験

二一、農業に關係ある各種氣象觀測調査

二二、優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營

二三、農事に關する實務を練習せしむる目的を以て施設する實習生の養成

第二科

本科は農作物の病害、害益蟲及雜草に關する研究部門にして、從來諸種の病害蟲に對して行へる試験中特に顯著なる成績を挙げ得たるものは、病害にありては小麥黑穗病、馬鈴薯疫病、甜菜褐斑病等の豫防試験、害蟲にありては大根蠅、カラフトクロウリハムシモドキ等の防除試験にして、其中特に重要な麥類黑穗病及大根蠅に對しては夫々左記時報を發刊して當業者の注意を喚起せり。

(一) 麥類病害の豫防法、風呂場浸法に就て (時報第一類第三號)

(二) 大根蠅と其の豫防法 (時報第一類第四號)

而して大根蠅の防除劑として卓効あるウヂシラズを創製し其の普及に努むるところあり。

尙昭和六年度に於ける事業項目を擧ぐれば次の如し。

一、病害及野草に關する調査試験

(一) 小麥赤銹病々原菌の地方的生態種に關する研究

(二) 蠶豆、細菌病々原菌に關する調査並豫防試験

(三) 麥類の赤黴病に關する調査並豫防試験

- (四) 馬鈴薯黑痣病と本島特殊土壤との關係調査並其の豫防試験
 - (五) 馬鈴薯疫病に對する抵抗力を惹起すべき要素、特に其の生理的要素に關する研究並其の利用調査試験
 - (六) 胡瓜黒星病々原菌の生理生態に關する研究並豫防試験
 - (七) 一般病害の種類及分布に關する基本調査
 - (八) 有用野草及雜草の種類分布並其の利用又は驅除法に關する調査試験
- 二、害虫に關する調査試験
- (一) オホカバイロコメツキ(ハリガネムシ)の生態並防除法に關する調査試験
 - (二) カラフトウリハムシモドキに對する食餌植物と其の抵抗力並應用に關する調査試験
 - (三) ダイコンバへ寄生蜂の生態並其の繁殖利用に關する調査試験
 - (四) 甜菜害虫及益虫の種類、生態並其の綜合的防除法に關する調査試験
 - (五) 夜盗虫の種類、生態並防除法に關する調査試験
 - (六) 種苗と共に島外より移入せられたる害虫類に關する調査
 - (七) 一般害虫の種類及分布に關する基本調査

第三科

本科は樺太の農業に對する化學的研究部門にして、本島各種土壤の成因分布並理化學的組成性状に關す

る事項、各種土壤の農業的利用價值及其の改良法に關する事項、各種土壤に於ける作物に對する施肥法に關する事項、島産農産物の組成分に關する事項及島産主要農産物に對し、本島の特異條件に即したる加工利用法の創案改良に關する事項等を掌る。既往に於ける檢索の結果に基き闡明せられたる成績中其の主なる項目を擧ぐれば左の如し。

一、土壤に關する事項

- (一) 本島土壤の成因性状に關する調査試験
 - (二) 樺太ポドゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類區分廣域に關する調査
 - (三) 退化ポドゾルの礦質酸性土壤の改良利用に關する調査試験
 - (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の農業的改良利用に關する調査試験
 - (五) 甜菜栽培適地並に其の土性調査
- 二、肥料に關する事項
- (一) 三要素試験(加里、窒素、燐酸)
 - (二) 石灰適量査定試験
 - (三) 厩肥適量査定試験
- 三、農産物分析加工に關する事項
- (一) 島産主要食用作物の組成分に關する試験

(二) 島産主要工藝作物の組成成分に関する試験
尙昭和六年度に於ける試験項目を列挙すれば左の如し。

- 一、樺太ポトゾル系土壤細密調査
- 二、樺太特有はんのき跡地不毛性土壤の性状竝之が改良利用に関する試験
- 三、樺太ポトゾル系、グライポドゾル、ポドゾル、褪化ポドゾルの各標式土壤に於て開墾耕起法の差異が作物の収量品質に及ぼす影響査定試験
- 四、樺太ポドゾル系土壤A、B各層土に對する適作物査定、三要素竝石灰加用三要素、三要素適量竝石灰加用三要素適量査定試験
- 五、島産荳科作物(蠶豆、豌豆)の組成成分に関する試験
- 六、島産藥用作物(薄荷、罌粟)の組成成分に関する試験
- 七、馬鈴薯の冷凍乾燥法による加工利用調査試験
- 八、甜菜の冷凍乾燥法による加工利用調査試験
- 九、蘿蔔の冷凍乾燥法による加工利用調査試験

第四科

本科は主として醸造に関する事項を研究する部門にして、島産酒類及醬油の品質向上を圖らんが爲當業者の醸造に関する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派し適當なる醸造方法の實地指導

を爲すものとす。其の昭和六年度に於ける事業の項目を舉れば左の如し。

- 一、醸造及醱酵に関する調査及試験
- 二、酒類酒精及其の材料品の分析及鑑定
- 三、酒類及醬油醸造の實地指導

第二款 畜産部

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理及衛生に関する事項、牛馬の生産物處理に関する事項、種牡牛馬の貸付及種付に関する事項、飼料作物の耕作及經營に関する事項竝實習生の養成に関する事項等を掌る。既往に於ける試験調査の結果舉げ得たる成績の主なるもの左の如し。

- 一、乳牛の分娩時季に依る泌乳含有脂量に関する調査
- 二、種牡牛の種付成績に関する調査
- 三、種牡馬の種付成績に関する調査
- 四、エンシレージの生産費調査試験

五、飼料作物の反當所要勞力並其の勞銀調査試験
尙昭和六年度に於ける主なる事業項目の概要左の如し。

一、牛馬に關する試験調査

(一) 乳牛の經濟的試験調査

(二) 乳用種牝犢の經濟的飼育試験

(三) 牝牛馬の最適受胎時決定試験

(四) 紫外線の妊牛並其の胎兒に及ぼす影響試験

(五) 牛馬寄生蟲に關する調査

二、飼料作物の耕作經營試験調査

(一) エンシレージの生産費に關する試験調査

(二) 牧草地の更新期に關する試験調査

(三) 經營上より見たる一番刈法及二番刈法の比較試験調査

三、種牛馬の生産及貸付

(一) 種牛馬の生産

(二) 種牝牛馬の貸付

(三) 種牛馬の更新並補充

四、飼料作物の耕作

(一) 飼料作物の生産

(二) 牧草地の更新並土地開墾

五、實習生の養成

第二科

本科は主として豚、綿羊、家兔、養狐其の他の毛皮動物並家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に關する事項、豚、綿羊、家兔、養狐其の他毛皮動物並家禽の生産物に關する事項、種豚、種綿羊、種兔、種狐、種禽、種卵の配付、貸付及種付に關する事項等を掌る。從來行へる試験中既に結了せる主なるものは、種卵の孵化並雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験及生肉代用品の仔狐の發育に及ぼす影響試験等にして、尙昭和六年度に於ける事業の概目左の如し。

一、種狐改良に關する試験

二、飼料配合の仔狐の發育に及ぼす影響試験

三、家兔の飼養試験

四、黑貂の家畜化試験

五、養狐の寄生蟲に關する試験

六、小家畜並毛皮動物の生産及配布

- (一) 種豚の生産及配付
- (二) 種羊の生産及配付
- (三) 種狐の生産及配付
- (四) 種鶏並種卵の生産及配付

第三科

本科は主として本島に於ける家畜家禽の飼料及畜産物の化學的研究に關する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に關する事項を掌る。既往に於ける試験事項左の如し。

- 一、乾牧草の收穫時期による成分の相違に關する試験
 - 二、玉蜀黍エンシレージの成分に關する試験
 - 三、青草期及枯草期に於ける牛乳成分の變化に關する試験
 - 四、島産牛酪の成分に關する試験
 - 五、島産牛肉の組成成分調査試験
 - 六、島産豚肉の加工試験
- 尙昭和六年度に於ける事業の概目を擧ぐれば左の如し。
- 一、島産飼料の組成成分定量試験

- 二、牧草の一番刈並二番刈法による成分比較試験
- 三、島産飼料の無機成分に關する試験
- 四、凍結牛乳の性状變化と其の回復に關する試験
- 五、チモシー代用飼料としてのイワノガリヤスの牛乳成分に及ぼす影響に關する試験
- 六、乳酸菌檢索利用試験
- 七、牛酸の硬度に關する試験
- 八、除角去勢及肝油給與の牝犢肉質に及ぼす影響に關する試験
- 九、凍結鶏卵の利用試験
- 一〇、スターターの配付

第三款 林 業 部

第一科

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科、第三科に分たれ、其の事業左の如し。

本科は主として人工造林並天然更新法及森林の害敵に對する保護防禦法に關する試験事項を掌る。今主要試験項目の經過概要を摘録すれば左の如し。

- 一、人工造林試験

イ、播種造林試験

ロ、植樹造林試験

二、天然更新法試験

三、森林保護試験

イ、エゾマツ加害キクヒムシ類の發生と林況との關係調査

ロ、エゾマツ樹体内に於けるキクヒムシ類の分布調査

尙昭和六年度に於ける主なる事業項目左の如し。

一、本島主要林木結實年度調査

二、本島主要林木種子成熟時期調査

三、島外有用樹種の本島に於ける適應性に關する試験

四、播種床に於ける種苗の土壤凍結に因る被害防除試験

五、天然苗の植樹造林用苗木としての價值に關する調査試験

六、とどまつ、えぞまつの發生と林床植物群落との關係調査

七、森林氣象觀測調査

八、天然更新地成績調査

九、全島針葉樹林林型調査

一〇、森林昆蟲基本調査

一一、えぞまつ樹体内に於けるキクヒムシ類の分布調査

一二、ヤツバキクヒムシの生態調査

一三、ヤツバキクヒムシの被害と本島森林狀況との關係調査

第二科

本科は木材の物理的、機械的並化學的性質を究明し諸種林木の利用加工法を講究するの外樹脂、針葉油並^{タンニン}單寧の採取又は抽出試験、製炭試験、食用菌叢の培養及山葵栽培試験及林産物の分析鑑定等専ら森林副産物の利用法に關する試験研究事項を掌る。業程未だ半なるも其の經過試験を擧ぐれば左の如し。

一、針葉樹廢材並潤葉樹材製炭試験

二、針葉油抽出試験

第三科

本科は森林の施業法に關する試験、林木の生長並材積の算定に關する調査試験及試験林の管理經營に關する事項を掌る。今事業施行の經過を概説すれば次の如し。

一、林木の生長並材積に關する調査

イ、多來加地方に於ける天然生落葉松生長調査

ロ、本島産エゾマツ、トドマツ形數調査

二、試験林管理經營に關する事項
昭和六年度に於ける主なる事業項目左の如し。

- 一、落葉松生長調査
- 二、本島産主要林木形數調査
- 三、本島産主要林木枝條量調査
- 四、保呂試験林施業案編成調査
- 五、林道築設
- 六、防火設備

第四款 水 産 部

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば左の如し。

第一科

本科に於ては淡鹹水棲生物の形態及生態、海洋、漁場、湖沼等に關する調査を分掌するものにして、昭和六年度の施行事業の概要を列記すれば次の如し。

- 一、生物に關する調査
 - (一) 産卵鱚の形態並生態に關する調査
 - (二) タラバカニの形態並生態に關する調査
 - (三) 遠淵湖に於けるイタニソウの生態に關する調査

二、海洋に關する調査

- (一) 本島近海に於ける水温及比重の分布狀況に關する調査
 - (二) 標識放流壘に據る表層流に關する調査
 - (三) 漁況と海況並氣象との關係調査
- 三、淺海漁場に關する基本調査
- (一) 東海岸榮濱敷香間海區
 - (二) 海馬島海區
- 四、湖沼に關する基本調査
- (一) 富内湖利用試験調査
 - (二) 遠淵湖調査

第二科

本科に於ては漁法、漁具、漁船に關する試験調査並水産科實習生の養成に關する事項を分掌するものにして昭和六年度の事業概目を記述すること左の如し。

- 一、西海岸海區泊居沖合タラ漁場探索試験
- 二、深海底曳網漁場探索試験
- 三、本島に饒産する針葉樹皮より摘出せる單寧染料タンニンと既販染料との漁具に對する防腐効力比較試験

四、水産に關する實務練習を目的とする爲實習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化學的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良並水産に關する物料の分析及鑑定に關する事項を分掌するものにして、試験の結果其の成績顯著なるものは之を纏録所報として廣く當業者に配付して之が普及徹底に努めたり。

昭和六年度の事業概要左の如し。

一、水産物加工利用に關する試験

(一) ニシンの食用化に關する試験

(二) タラ加工利用に關する試験

(三) 近海産魚介藻類の簡易製造利用に關する試験

二、冷温を利用する水産物製造試験

(一) スケトウタラ及タラ凍乾品製造並利用に關する試験

(二) 冷温を利用する製鹽に關する試験

(三) 凍結法によるタラ、スケトウタラ肝油採集並精製に關する試験

(四) 人口乾燥法に關する試験

(五) 魚粕防腐劑に關する試験

三、分析試験

(一) 水産物の組成成分に關する定量試験

(二) 水産物製造用水の適否鑑定試験

第四科

本科に於ては淡鹹兩水棲生物の増殖保護に關する試験調査及種卵の配付に關する事項を分掌す。昭和六年度の事業要項を擧ぐれば次の如し。

一、増殖に關する試験

(一) タラバカニの抱卵、人工飼育に關する試験

(二) ニシン卵の人工孵化に關する試験

(三) サケ卵の人工孵化に關する調査並試験

二、蕃殖保護に關する調査並試験

(一) サケ稚魚の河川降下時に於ける木材流送の被害に關する調査

(二) 木材流送のため荒廢せる河川の漁利回復を目的とするサケ卵移殖試験

第五款 宇遠泊農事試験支所

本支所は主として本所所在地と其の自然要素を異にせる本島西海岸地方に於ける種藝園藝に關する調

商工業

樺太に本店を有する會社

(昭和五年末現在)

二五〇

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	一三	一五、七三、四〇〇	七六、二二、七八三
合資會社	一七〇	二、五二一、三九三	二、五二一、三九三
合名會社	二七	一、三七三、三〇〇	一、三七三、三〇〇
計	三三〇	一九、六二一、〇九三	八〇、一四六、四七六

樺太外に本店を有する會社

(昭和五年末現在)

種別	會社數	資本金	拂込金
株式會社	六	一六、九三、六五〇	一一、七三六、三三五
合資會社	一	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
合名會社	二	五四〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇
計	九	一七、五二六、六五〇	一一、三三六、三三五

●物價 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加、農村好況に伴ふ購買力の増進等相俟て、物價は漸次強調を辿りしも現在に於ては殆んど内地の其れと大差なし。

豊原市場重要物價 (昭和七年三月末現在)

品名	種別	單位	價格
精麥	米(中)	一貫	〇、二七
大豆	豆	同	〇、一七
小豆	豆	同	〇、一六
小麥	麥	同	〇、三五
馬鈴薯	薯粉	同	〇、〇七
干貝	鮑	同	〇、〇三
味噌	油	同	〇、〇二
鹽	鹽	同	〇、〇六
梅干	節	同	〇、〇四
澤瀉	干	同	〇、〇三
豆身	腐	同	〇、〇七
鹽	欠	同	〇、〇八
鹽	欠	同	〇、〇六
精麥	米	一貫	〇、二七
大豆	豆	同	〇、一七
小豆	豆	同	〇、一六
小麥	麥	同	〇、三五
馬鈴薯	薯粉	同	〇、〇七
干貝	鮑	同	〇、〇三
味噌	油	同	〇、〇二
鹽	鹽	同	〇、〇六
梅干	節	同	〇、〇四
澤瀉	干	同	〇、〇三
豆身	腐	同	〇、〇七
鹽	欠	同	〇、〇八
鹽	欠	同	〇、〇六
石	石	同	〇、〇六
鷄	鷄	同	一、〇〇
牛	牛	同	一、〇〇
鷄	鷄	同	一、〇〇
豚	豚	同	一、〇〇
牛	牛	同	一、〇〇
サ	サ	同	一、〇〇
酒	酒	同	一、〇〇
麥	麥	同	一、〇〇
茶	茶	同	一、〇〇
毛	毛	同	一、〇〇
夜	夜	同	一、〇〇
晒	晒	同	一、〇〇
寒	寒	同	一、〇〇
昆	昆	同	一、〇〇
鱈	鱈	同	一、〇〇
油	油	同	一、〇〇
卵	卵	同	一、〇〇
乳	乳	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
地	地	同	一、〇〇
產	產	同	一、〇〇
酒	酒	同	一、〇〇
糸	糸	同	一、〇〇
綿	綿	同	一、〇〇
綿	綿	同	一、〇〇
天	天	同	一、〇〇
布	布	同	一、〇〇
油	油	同	一、〇〇
卵	卵	同	一、〇〇
乳	乳	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
肉	肉	同	一、〇〇
地	地	同	一、〇〇
產	產	同	一、〇〇
酒	酒	同	一、〇〇
糸	糸	同	一、〇〇
綿	綿	同	一、〇〇
綿	綿	同	一、〇〇
天	天	同	一、〇〇
布	布	同	一、〇〇

商工業

二五一

下	漁		鑄物	馬車	荷物	職	夫	女	(月給)
	男	夫							
一五、〇〇	三三、〇〇	—	二、二〇	二、〇〇	二、〇〇	—	—	—	—
七、〇〇	三三、〇〇	一、二〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	—	—	—	—
八、〇〇	—	二、五〇	二、七〇	二、〇〇	二、〇〇	—	—	—	—
七、〇〇	一〇、〇〇	一、五〇	—	—	—	—	—	—	—
一一、〇〇	一〇、〇〇	一、五〇	二、〇〇	—	—	—	—	—	—
七、〇〇	一〇、〇〇	一、八〇	—	—	—	—	—	—	—
七、〇〇	一〇、〇〇	一、三〇	一、九〇	—	—	—	—	—	—

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和五年に於ける各種生産物總額九千七百九十九萬三千八百八十八圓中、工産物は六千四百二十四萬五百六十三圓にして其約七割を占め、之を十年前の大正七年の生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓中、工産物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を挙げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調査研究を爲したるが、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾餾、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾餾工場を設け潤葉樹材を乾餾して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下けて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨勵したる結果遂に今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、バルブ

樺太森林の利用に就てバルブ製造を最も得策となし、工場設置個所を豫定し之が奨勵に努めたりしも當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏

冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力供給の方法立ちたるを以て、大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正四年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しバルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し現在八工場、年製産額バルプ十七萬五千噸、製紙一億三千萬噸、價格四千三百九十萬圓に及び之が所要資材約百九萬立方米を要し現時本邦バルプ資材の大半を供給する狀況にあり。既設工場の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

名	稱	所在地	資本金	設立年月
王子製紙株式會社	大泊工場	大泊町	六五、九六、六五〇圓	大正三年十二月
	豊原工場	豊原町		大正六年一月
	野田工場	野田町		大正十年十一月
樺太工業株式會社	泊居工場	泊居町	七、〇〇〇萬圓	大正二年十二月
	眞岡工場	眞岡町		同右
	惠須取工場	惠須取町		大正八年十一月
				大正十四年十一月

富士製紙株式會社

工場名	所在地	資本金	設立年月
落合工場	落合町	七、七七〇萬圓	大正六年四月
知取工場	知取町		昭和元年九月

昭和六年末に於ける各工場の概況を示せば次の如し。

會社名	工場名	開始年月	製品種類	生産能力	消費高材	生産高	價格
王子製紙株式會社	大泊工場	大正三、三	バルブ	一三、〇〇〇 <small>噸</small>	五九、八四八 <small>立方米</small>	一五、五六四	一、六七〇、六五〇 <small>圓</small>
	豊原工場	〃 六、一	バルブ	七一、〇〇〇	一五〇、〇〇三	三七、六九七 二、四四四、四五〇	四、三三五、六八四
	野田工場	〃 一〇、二	バルブ	一五、〇〇〇	七三、一三七	一一、〇六〇 六、四八一、四七三	二、六三四、三三二
	眞岡工場	〃 八、二	模造紙、印刷紙、包紙	二四、三〇〇	五七、八四〇	一九、六三三、九四八	四、三七三、一七六
樺太工業株式會社	泊居工場	〃 四、九	バルブ	二二、五〇〇	一〇八、六六三	二五、八九三 三、八九〇、〇〇六	三、四九八、九三六
	惠須取工場	〃 一四、二	バルブ	二〇、九七〇	一四一、五一七	二二、三五四 二二、九三三、八八四	六、〇六六、九二五

計	富士製紙株式会社	
	落合工場	知取工場
	六、四	二五、九
	サルファイト クラフト紙	パル 開ル マニラ ボール
	五、〇〇〇	七三、五〇〇
	二七二、三九七	一九五、一五六
	六四、九〇六 二八、四八七 七〇三	一六、六六一 三七、四〇八 九三二
	一二、五一九、七七一	八、八〇八、四六九
	一、〇九七、五五九	一、〇九七、五五九
	一三三、三四一、三八四	一七五、一三五
	四三、九七七、九四三	四三、九七七、九四三

備考 生産高ノ單位ハバルブチ「硫」、洋紙「冠」ヲ以テス。

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に基因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料水の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに沍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加し現在醸造場五十餘を有するに至れり。本島開發進展竝に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質昂上すると

共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝある現況なり。今過去五年間に於ける製造高及移入高を示せば左の如し。

酒造年度	種別	酒造	高	移入	酒	高
昭和元酒造年度	デシリットル	七三、六三三	三、八四三、二四五	一九、七七一	一、二四〇、四四五	
昭和二酒造年度	六九、四六七	三、六三六、一五五	一九、五六七	一、二三三、七五五		
昭和三酒造年度	六六、六〇三	三、八六三、〇九三	二五、四六七	一、四九〇、五四四		
昭和四酒造年度	六五、一八一	三、〇四三、五九八	二二、一四七	一、三六七、五六七		
昭和五酒造年度	四五、六二四	一、九二六、九六四	一八、三三二	九六六、六九八		

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他。

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四匁、三百三十七萬五百五十八圓に達したるが蟹は濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹罐詰工場の間合を行はしめ工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果、工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七匁、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四

となり、大正十四年には工場数十六、製産額二萬二千七十二圓、八十八萬二千七百九十七圓、昭和元年には工場数十八、製産額二萬四千五百三十五圓、六十六萬三千四百圓となり、漸次減少し來れり。然るに昭和二年には工場数二十、製産額三萬五千八百圓、百二萬九千七百六十八圓に激増し、昭和三年工場数十一、製産額一萬四千三百二十七圓、二十五萬六千四百三十九圓に激増し、昭和四年工場数十七製産額六萬四千三百二十二圓、百四十七萬九千九百六十九圓に激増、昭和五年には工場数二十三、製産額六萬四千六百二十七圓、百六十二萬六千九百五十五圓、昭和六年には工場数二十五、製産額六萬一千八百九圓、百七十三萬七百三十九圓に増加せり。

尙罇罐詰の一萬九千八百四十一圓、價額十二萬四千二百二十圓、その他一萬九千二百十圓、總價額百八十七萬四千六百六十七を算す。

四、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸数二百八十八、製産額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸数は四百七十三に漸増せるも製産額は七千二百十五圓に激減し、僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの状態なり、昭和六年に於ては製造場数八、製産高一萬三千袋、價額約六萬五千圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも、未だ盛なりと稱するものに達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず。要するに本島の工業はバルプ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 貿易

本島の貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基づく民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に本島製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受けて一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び、次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。最近五年間の貿易表次の如し。

貿易總表

年次	外國貿易	内地貿易	總額
昭和二年	七五、一三五 円	九〇、一九三、六三三 円	九〇、九四八、七五七 円
昭和三年	九七、七一〇	九七、〇〇〇、三八〇	九七、九三八、〇九〇

昭和四年	二、〇四三、六五三	一〇三、〇三四、六一	一〇五、〇七七、二八三
昭和五年	二、三三五、二六	八二、一四〇、五〇六	八四、四七五、六三三
昭和六年	八四一、六五五	八〇、二三三、三九五	八一、七五〇、〇四九

内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額一億圓を突破するに至れり。最近五ヶ年間の貿易表を掲ぐれば左の如し。

年次	總額	移出	移入	移出超過
昭和二年	九〇、一九三、六三三 ^円	四八、七四〇、三八三 ^円	四一、四五三、二四〇 ^円	七、二八七、四四三 ^円
昭和三年	九七、〇〇〇、三八〇	五〇、九二五、三三九	四六、〇八五、〇五一	四、八三〇、二七八
昭和四年	一〇三、〇三四、六三二	五六、三三八、七五三	四六、六四五、八七九	九、七四三、八七三
昭和五年	八二、一四〇、五〇六	四六、八二二、一四四	三五、三三八、三六三	一一、四八三、七八二
昭和六年	八〇、二三三、三九五	五〇、九九四、八六〇	二九、二四八、五三五	二一、七三六、三三五

今昭和六年に於ける移入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 移入 米、布綿類、油類、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、砂糖、醬油、味噌、製造煙草、生魚介、蔬菜、果實、金屬同製品等。
- 移出 バルブ、木材、製紙、海産肥料、鹽鮭、鹽鱒、乾鮓、乾鱈、鱈、魚油、昆布、蟹罐詰、寒天等。

外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、白耳義、蘭領印度、埃及を加へたり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも

貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易総額は始めて百三十六萬圓を越ゆるに至れり。其の後輸出入三度不振となりしも、昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し始めて輸出超過を見るに至れり。然るに昭和六年には金融逼迫による世界的の經濟界大不況により對外貿易は著しく激減せり。尙最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。

區別	昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
ソ ウ イ エ ト 聯 邦	三三四、四五二	二、六二二	二、〇二五	二六、三五二	一、五九九	一五五	五、九六一	五四、五五三	二、八五二			
北 樺 太 沿 海 州 勘 察 加												
中 華 民 國	七四、五七七		八、七五三		二七、二七八	三三、三二八	一、七八一					
天 津 秦 皇 島					八三、〇七五	九四八、七〇八	一、七三九、九〇六	六五五、六五〇				
關 東 洲	一九三、四五六		三三四、一三九		二五九、一三五	二〇八、七四八	九一、一七六	九七、一二二				
英 國					一一六、七八	三七四、六九九	二四七、五四〇	一〇				
米 國												
獨 逸												
西 班 牙												
埃 及												
白 耳 義												
蘭 印 度	三八四、四三〇		三八三、八六六		四五〇、四九〇		四七三、二二八	二〇〇、〇〇八	一〇六、〇三三			
其 の 他 外 國								一六三				
合 計	九八六、九二四	二、六二二	七三八、七八三	二六、三五二	七三六、五〇二	一九九、三〇八	七一九、二四五	三三七、五二八	二〇五、九九四			
過 剩	九八、五二六	九八四、三〇三	七五五、一三五	七〇二、四三二	九三七、七二〇	五三九、二九四	二、〇四三、六五二	二、三三五、一二六	八四一、六五四			
輸 入												
輸 出												

區別	昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
合 計	九八六、九二四	二、六二二	七三八、七八三	二六、三五二	七三六、五〇二	一九九、三〇八	七一九、二四五	三三七、五二八	二〇五、九九四			
過 剩	九八、五二六	九八四、三〇三	七五五、一三五	七〇二、四三二	九三七、七二〇	五三九、二九四	二、〇四三、六五二	二、三三五、一二六	八四一、六五四			
輸 入												
輸 出												

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりしが、昭和三年中華民國、關東州方面に木材類、紙類等約貳拾萬圓の輸出ありてより以來斯の方面への輸出増加し、昭和四年には百參拾貳萬參千四百七圓、同五年百九拾八萬七千四百四十六圓、同七年には六拾參萬五千六百六拾圓を算し、本島に於ける輸入額を超過し昭和四年以降輸出超過の狀況にあり。尙ソウイェト聯邦領への輸出貿易は昭和四年以來全く休止の狀態にあり。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば次の如し。

輸 出 製紙、原料紙及同製品
輸 入 鹽、鮮魚介、カツサヴァルート

第四節 商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、真岡には従前より商工會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商工會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖、法令に依據せるものにあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが、昭和三年二月商工會議所法を施行の結果商工會議所と改稱せらる。昭和五年二月には更に知取商工會議所の設立を見たり。

爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつゝあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	議定數		員在		顧問數	
		現	定	在	定	現	定
豊原商工會議所	大正十二年三月二十日	三〇	三〇	三〇	三〇	六	六
大泊商工會議所	大正十一年九月二十八日	三〇	三〇	三〇	三〇	六	六

真岡商工會議所	大正十二年二月十六日	三〇	三〇	三〇	三〇	七	六
知取商工會議所	昭和五年二月二十日	三〇	三〇	三〇	三〇	六	六

各商工會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年度	豊原商工會議所		大泊商工會議所		真岡商工會議所		知取商工會議所	
	收入	支出	收入	支出	收入	支出	收入	支出
昭和元年	二、一八八、九五	二、一八八、九五	一五、一九六、五三	一五、〇六、七〇	一三、八〇九、〇〇	一三、六八二、八〇		
昭和二年	九、五五七、四五	九、五四四、四四	四六、〇六九、八一	四四、五四八、六七	一三、三三〇、三九	一三、〇三〇、一六		
昭和三年	二、〇七三、九六	二、〇一一、八二	二九、六五三、二二	二九、五二六、二八	一〇、五七三、六八	九、八五九、三九		
昭和四年	二、五六一、九四	二、〇三四、六八	一九、三三七、七四	一九、三三二、五九	一一、三三二、五三	一一、一五九、〇九		
昭和五年	一〇、一六七、九四	八、七六九、〇〇	一七、一四三、六六	一六、六〇三、五七	一〇、六六九、三三	九、五八〇、九三	六、九五三、二六	六、九四四、〇七
昭和六年	一四、三二一、〇〇	一四、三二一、〇〇	二一、一四四、〇〇	二一、一四四、〇〇	一〇、二六二、〇〇	一〇、二六二、〇〇	六、一五五、〇〇	六、一五五、〇〇
昭和七年	九、九五、〇〇	九、九五、〇〇	一四、四五五、〇〇	一四、四五七、〇〇	九、〇〇一、六〇	九、〇〇一、六〇	五、五五〇、〇〇	五、五五〇、〇〇

備考 和和六年度及昭和七年度は豫算額を示す。

第五節 度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則

公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は、大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及遞信方面に之を使用するに至り其の他漸を逐ふて之を採用しつゝある。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。昭和五年度末營業者數を示せば左の如し。

製 作		修 覆		販 賣		計 量 器 販 賣	
人	員	人	員	人	員	人	員
1	1	1	1	53	59	4	47
營業所	營業所	營業所	營業所	營業所	營業所	營業所	營業所

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之行ひ、樺太廳長官は乙種檢定を行ふ外尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和五年度中に於ける檢定數甲種二一、乙種八五〇、内不合格乙種九なり。

取締 取締には第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり。第一種取締とは業務上の取引又は證明の用に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ八年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高 昭和五年度中管内營業者の販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を示せば左の如し。

度量衡器

區 別	度 量 器	量 器	衡 器	計
金額	三六、七四 一六、五八	四、〇六〇 四、八七五	二、四三二 一七、〇六五	四五、二六五 三八、五二八

計量器

區 別	計 壓 器	浮 秤	溫 度 計	生 絲 織 度 檢 定 器	乳 脂 計	計
金額	二七、四三 二、四三	一三、六七 一、三六	六、九二 三、四九三	—	—	三、五八二 七、三三三

第十四章 警察

第一節 總 說

第一款 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部とし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長とせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部とし警務長を警察部長に改めたり。

大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置

し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェト聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和六年末に於て巡查一人當り八百十五人にして内地に比し何等逾ることなきも、住民の移動性、受持區域の尨大、交通の不便及警察連絡機關の缺如等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り。目下其の改善充實に銳意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課、特別高等警察課及警察官練習所の五課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一四、巡查駐在所五八、巡查出張所四一を置く。其の配置定員及人口竝面積等を擧ぐれば左の如し。

警察區劃表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
警	署						

合	
計	三
	×
	一五
	二四
	△〇
	三五〇
	三八六
	三六、〇八九・八八〇
	二八三、六二五
	一〇四・九四二
	八二五

備考
 ×ハ兼務職員
 ○ハ森林専務巡查
 △ハ國境警備及思想取締巡查

第三款 警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品性陶冶、人格の鍛鍊を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の

都度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は二五八、使用職工數は五、三二二名にして工場數の最も多きは鐵火工場の八二にして、製材工場五九、蹄鐵工場三一、綿打工場一三之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるは、バルプ工場にして其の數八、使用職工數三、五一〇名にして本島職工數の七割強を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓

満にして従來爭議等起りたることなき状態なり。

二、原 動 機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、罐詰工場等に使用せられ、其の總使用馬力七二、三四四、機關數一五六、發動機三五、電動機四〇を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、従來五馬力以上の原動機のみに適用したるを二馬力以上の原動機並同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し、以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

三、勞 働 者

鐵道の新設、港灣、船澗の築造、道路の開鑿其の他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、勞働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する勞働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上、善良なる勞働者を選択使用すること困難にして、勢ひ身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる勞働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため勞働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之が取締を勵行しつゝあり。之が爲め往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの狀況に在り。鑛業、工業等に從事する勞働者は使用者との協調至極圓滑にして殆んど問題を惹起したる事例なし。

四、建 物 火 災

本島は氣候の關係上、火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く、従つて火災率甚だ多きに上れり。依て曩には煙筒取締規則を制定し、更に昭和二年四月より豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を懲慝すると共にボスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し、警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

五、林 野 火 災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延燒し、一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締並豫防宣傳に努め居れり。

- 一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勵行す。
- 二、融雪乾燥期に入るや各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、林野火災警防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。

五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫並講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

六、消防

本島の消防組は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、原則として一町村消防組の制を執り各町村に設置し、未設置は僅かに一村にて現在四十組、組員五、九六五名あり。自動車唧筒二二、蒸氣唧筒四、瓦斯倫唧筒六一、腕用唧筒二五一、水管車一一八あり。之を内地府縣に比する時概して完備したるを認めらるゝも例年の火災損害に鑑み尙一層の充實を必要とす。依て諸設備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達を助勢しつゝあり。尙大正九年樺太消防義會を設立し現在會員六、六〇〇名、基金三萬餘圓を有し、其の事業としては功勞者の表彰、殉職者の弔慰救濟並に慰靈祭執行、罹災者の救濟、消防新聞の發刊、消防講習の開催、先進地の消防狀況視察、警火思想の普及等に努めつゝあり。又全國消防組を以て組織せる大日本消防協會に加入し昭和三年支部發會式を舉げ本會の事業とする組員の共濟表彰其の他消防改善發達を圖りつゝあり。

七、水難救濟

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象の關係上荒浪多く、從て海難事故各所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救濟機關たる帝國水難救濟會の活動を希求し、會員並基金の募集及救難所設置を急務とし昭和二年之が樹て其の實現に努めたる結果現在救難所二七、會員四、九五二名、會員の醵金寄附金等總額十七萬九千餘圓に達し、其の事業著々進行し水難救濟の實績を舉げつゝあり。既往に於ける救助成績（昭和六年末調）

救助回数 一七四回

同 船數 二二三隻

同 人員 一、五三三人

同 船體貨物價格 一三三五二、〇〇〇圓

第二款 風俗警察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店その他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせり。昭和六年末現在料理店五四一、飲食店九四二、藝妓七九七名、酌婦一、一八九名、貸座敷三二、娼妓一六一名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ、事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上衝突豫防法、出入船舶屈出規則、舢舨及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し、事故防遏に努めつゝあり。昭和六年中に於ける海難罹災船舶は汽船七、發動機船二九、噸數一四、三三七、損害五六、一〇九圓なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ、輒近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及し、之を五年前に比する時は約五倍増加せり。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之が取締に付ては道路取締令、自動車取締令、其の他により大体内地府縣同様に取締を爲し以て交通の完全を圖りつゝあり。

第四款 營業警察

警察取締を要する營業者は輒近異常の増加を來せるも、其の主要町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一擱千金を夢想し娼集するもの多く、從つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の健實なる發展を圖りつゝあり。

昭和六年末現在旅人宿七二一、質屋二〇五、古物商六二五、湯屋一六二、乗合馬車二九四、小廻船營業九二、雇人口入業五二八、劇場三七なり。

第三節 司法警察

近時本島各地に於ける人口の増加は各種犯罪者を年々増加せしむる傾向にあり。殊に拓殖の伸展に伴ふ各種事業就中土木事業、林業、漁業等の發達は下層階級労働者の激増を來たし之に加ふるに内地方面より夏季周期的に入り込む浪流者多く、之等の中には前科者並身元不確實にして本籍氏名等を詐稱し窃盜詐欺等を犯す不良の徒輩亦尠からず、前科者の如きは五、〇四六人の多きに達す。

然して本島に於ては少數の土人、鮮人、外國人を除く外大部分は内地人なるを以て、犯罪の手段方法等殆ど内地と異なる所なきも自然殺人、強盜、傷人等殺伐なる犯罪多く、他府縣の二、三倍の多きに達す。

昭和六年度中に於ける犯罪發生狀況を見るに窃盜二、五二八件、詐欺一、八四五件、横領九五一件、傷害六八五件、殺人二三件、傷害致死一一件、強盜一二件、強姦七件、放火一九件等にて合計八、二四六件を算す。尙特殊犯罪としては森林窃盜、漁業取締規則違反、麻薬取締規則違反等あり。

以上の如くにして犯罪件數の増加に伴ひ其手段方法に於ても嶄新巧妙に趨き、廣汎なる面積に加へて山野間道の多きは自然犯人の潜伏逃走容易なるのみならず交通々信機關の不備と警察官配置の稀薄等は犯罪捜査に困難を感じる場合多き狀況に鑑み、電信網の完成、鑑識設備、移動警察官の増員配置等刑事警察機關の刷新充實を圖り以て犯罪豫防及檢舉の完璧を期しつゝあり。



院 醫 原 豐 廳 大 構

第十五章 衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は醫師一九一、齒科醫師五〇、藥劑師三六、藥局三三あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

衛生營業者（昭和六年末）

衛生

市場	理髮業	清涼飲料水	氷雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠	獸屠	夫	汚物掃除
二四	七七	八	三三	七〇	二五	三二	一七	二五	二六	

第二節 醫事

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

區別	職員			計	分科	病室		患者收容		外來		
	醫長	醫官	醫員			普通	傳染	普通	傳染	入	普通	傳染
眞岡醫院	一	一	四	一	五	二六	四	六	延四九〇	延五二八	延一八三〇	延一八三
大泊醫院	一	五	四	一	三	一七	六	一〇	延五四	延四五六	延七、七五五	延七四六
豊原醫院	一	五	三	一	四	二七	七	一四	延六五	延二〇、四六	延一、五五九	延一〇三

區別	職員			計	分科	病室		患者收容		外來		
	醫長	醫官	醫員			普通	傳染	普通	傳染	入	普通	傳染
眞岡醫院	一	一	四	一	五	二六	四	六	延四九〇	延五二八	延一八三〇	延一八三
大泊醫院	一	五	四	一	三	一七	六	一〇	延五四	延四五六	延七、七五五	延七四六
豊原醫院	一	五	三	一	四	二七	七	一四	延六五	延二〇、四六	延一、五五九	延一〇三

第二款 公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在七六名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其の他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概ね小規模なり。昭和六年末現在醫師、齒科醫師等左表の通りにして醫師一名に對する

人口割合一、五四五名、齒科醫師一名に對する人口割合五、九〇四名なり。

免許	醫師	免許	齒科醫師	免許	產婆	看護婦	鍼灸術
	假免許		假免許		假免許		
二八	七	三〇	三〇	三八	二八	三	一〇〇

第三節 治療機關

財團法人樺太慈惠院其他あり。第六章第二節に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和六年末に於ける資産一〇九、三六〇圓餘を有し、普通病室六室、精神病室六室、患者收容定員普通四四名、精神病者六名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別	收容人員		延人員	
		前年より越	收容退	院死	亡年未現在
昭和二年	年	二六	二七	二二	二二
昭和元年	年	二二	二六	二二	二二

昭和三年	年	三	四	二	二	八、一九〇
昭和四年	年	七	八	六	六	二、二七二
昭和五年	年	三	五	六	六	二、九九三
昭和六年	年	六	五	九	四	二、七四三

第四節 藥品

警察部及各警察官署並樺太廳病院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、チアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
三	三	五	七	三〇	五	八六	八四二

第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海洲との間に於て小船の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海洲浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリツピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 査

娼妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和六年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し。

娼妓 藝妓 酌婦	受診延人員	有 病 者				有病率
		微 毒 癩 病	軟 性 下 疳	其 他 傳 染 病	計	
八、三二	二	三〇	七	六	三五	〇・〇〇五
二五、六〇	二五	三三	二五	三	三〇三	〇・〇一一
四三、二七	四九	四七	四〇	五〇	六二二	〇・〇一四

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして眞岡町及其の他の町村に於て

も工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清涼飲料水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、眞岡町及本斗町にあり。其の水質並製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に就ては賣品の検査を施して不良品の取締を勵行せり。昭和六年中に於ける製造高はラムネ一六、二〇〇本、サイダー類六〇三、七九八本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和六年中に於ける營業者三三、採取高四、二四〇、二九八戸を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企つるもの續出するの状況にあり。

第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一個所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき個所に存置しありて、昭和六年末に於ける屠場數は二十五個所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員により生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し檢印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及其の他の物品

第一款 牛 乳

牛乳營業者は昭和六年度末現在牛乳營業七〇あり。之が取締に付ては時々各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨検を行ひ、尙乳質に付ては警察的牛乳検査法（内務省令）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近時牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せる物を市上販賣する者未だ發見せず。

第二款 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚類介に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は

其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞實等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理並取扱を業とする者の營業所又は其の調理品製造品に對しては時々警察署に於て臨檢又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟て之が取締の確立を期しつゝあり。

第四款 飲食用器具類

飲食用器具(金屬製品、陶磁品、漆器類)中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり。之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付いては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、藥劑師の化學的鑑定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病

法定傳染病は腸チブスを首位としデフテリア、バラチブス之れに亞ぎ、其の他赤痢、猖紅

熱、流行性腦脊髄膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは會て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふことゝなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次		昭和一元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
	患者	死者						
腸チブス	患者	死者	三三三	三三九	四八二	二六八	三二〇	三〇七
デフテリア	患者	死者	一四五	二五二	一三三	一七六	二〇三	一七五
バラチブス	患者	死者	一三	五九	二五	三三	三九	三九
猖紅熱	患者	死者	二	六二	三五	一八	二七	三〇
猖紅熱患者	患者	死者	二〇	一九	二四	三三	三三	四三

死	計	流行性脳脊髄炎		瘡		痢		赤痢
		死	患者	死	患者	死	患者	
率		死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者	患者	死亡者
%		亡者	者	亡者	者	亡者	者	亡者
		二〇・七	九七	四三〇	五	一四	一	三
		二・五	一三	六〇	四	八	一	八
		一九・六	一四〇	七三	五	一三	一	六
		一七・一	九六	五六〇	四	二〇	一	一〇
		一八・三	一二七	六三三	三	六	一	三
		一五・九	九四	五八八	一	一	一	四

結核 結核患者は比年其の數を増加しつゝあり。最近六年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別	呼吸器結核		結核性腦膜炎		腺結核		其の他の結核	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
昭和元年		二、九〇一	二六八	一三三	六〇	三三三	三	六二八	五六
昭和二年		三、四六九	三三三	一五〇	七〇	三九八	七	四、六二八	四四六
昭和三年		三、九〇五	三五八	一六三	七三	四四二	二〇	五、二二九	四九九
昭和四年		三、九八〇	三六三	一七〇	七三	四八三	二二	六〇五、二五四	四九六
								五〇六	九四三
									九・六
									九・六
									三、三八〇
									三、三九五
									一四・九
									二・〇
									三、二二七
									二、四七〇
									一八・〇
									一四・七
									一四・九

年次	區別	患者	死亡	率%
昭和五年		三、五六〇	四四五	一三・九
昭和六年		二、八六九	三〇〇	一〇・七

性病 性病患者は人口増加に伴ひ増加しつゝあり。最近六年間に於ける患者の數を示せば左の如し。

年次	區別	梅毒		軟性瘡		淋毒性諸症		合計	人口に對する罹病率
		第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期		
昭和元年		二、四〇〇	二、〇八五	六四九	七、二一九	二、〇〇五	五、八〇三	一三、八四三	六・七%
昭和二年		二、五一九	二、五六二	八〇三	七、一六三	二、一九三	六、六六九	一六、〇二五	八・九%
昭和三年		二、六八〇	二、七〇三	八三三	七、五七七	二、二六一	八、九八〇	一六、八一八	八・九%
昭和四年		二、七〇〇	二、七五〇	八二八	七、六八〇	二、三三二	七、二二〇	一七、一三二	六・九%
昭和五年		二、四七三	二、三九一	八二〇	六、六四四	一、五三三	六、四一八	一四、五九五	六・三%
昭和六年		一、五〇六	一、七三二	四八七	四、五二九	九三二	四、六七二	一〇、一三二	三・四%

癩病 癩病は少數にして、昭和三年度にては内地人五名、昭和四年度四名、昭和五年度一〇名なり。其の他 其の他傳染性疾患者は昭和六年中麻疹九四九名、トラホーム三、八七〇名、流行性感胃六、一三六名なり。

第十一節 汚物掃除

塵芥。比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

屎尿及汚泥。各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては充分の研究を要す。

第十六章 法制

樺太は他の殖民地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなし。唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし、民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律が樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十年法律第二十五號參照)。而して勅令を以て法律を樺太に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設けることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。樺太には尙樺太に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律行はる。現在樺太に施行せらるゝ内地の法律は百六十九件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの百五十六件一部施行せらるゝもの十三件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には樺太に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）
 法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令
 ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クコトヲ得

- 一、土人ニ關スルコト
- 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三、法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太ニ施行せらるゝ法律（全部又は一部）左の如し

全部 旋行

- 一、郵便法
 - 一、郵便爲替法
 - 一、郵便貯金法
 - 一、鐵道船舶郵便法
 - 一、電信法
 - 一、法例
 - 一、裁判所構成法
- 一、裁判所構成法施行條例
 - 一、執達吏規則
 - 一、執達吏手数料規則
 - 一、辯護士法
 - 一、民法
 - 一、民法施行法
 - 一、明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル件）

一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ
 目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）

- 一、不動產登記法
- 一、利息制限法
- 一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）
- 一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）
- 一、供託法
- 一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）
- 一、商法
- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）

一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ
 流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模
 造ニ關スル件）

- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法
- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）
- 一、違警罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例

- 一、外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號(司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續)
- 一、明治十四年第五十九號布告(治罪法中豫審判事勾引狀ヲ發シ勾引セシメタル被告人留置方)
- 一、明治十四年司法省達甲第五號(司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方)
- 一、明治十四年司法省達甲第七號(治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本等ヲ求ムル者費用上納額)
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法

- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍軍人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法

- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂礦法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號(飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件)
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號(租稅外諸收

- 一、入金整理ニ關スル件)
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號(臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル件)
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號(法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件)
- 一、明治三十四年法律第十號(酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件)
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)
- 一、明治四十二年法律第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)
- 一、明治四十二年法律第九號(政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷

- 却ニ關スル件)
 - 一、無線電信法
 - 一、大正四年法律第十八號(法人ノ役員處罰ニ關スル件)
 - 一、豫約出版法
 - 一、國庫出納金端數計算法
 - 一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則
 - 一、印紙稅法
 - 一、大正五年法律第十號(證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件)
 - 一、精神病者監護法
 - 一、軍事救護法
 - 一、紙幣類似證券取締法
 - 一、軍需工業動員法
 - 一、土地收用法
 - 一、地方鐵道法
 - 一、鐵道抵當法
 - 一、刑事訴訟費用法

- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、國稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籠法
- 一、戶籍法

- 一、寄留法
 - 一、明治三十一年法律第二十一號(外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件)
 - 一、明治三十三年法律第九十四號(國籍喪失者ノ權利ニ關スル件)
 - 一、兵役法
 - 一、大正十三年法律第二十四號(贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)
 - 一、大正十三年法律第二號(海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件)
 - 一、治安維持法
 - 一、大正十四年法律第五十一號(關東洲ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件)
 - 一、大正十五年法律第六十號(暴力行爲等處罰ニ關スル件)
 - 一、外國人土地法
 - 一、商工會議所法
 - 一、著作權法

- 一、明治四十一年法律第十七號(陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件)
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調查法
 - 一、昭和五年法律第九號(盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件)
 - 一、電信線電話線建設條例
 - 一、抵當證券法(樺太豐原郡豐原町ニ施行)
 - 一、軌道法
 - 一、明治四十二年法律第二十八號(軌道ノ抵當ニ關スル件)
 - 一、骨牌稅法
 - 一、明治四十四年法律第四十五號(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)
 - 一、刑事補償法

一、入營者職業保障法
一部施行

一、訴願法（第一條第一號乃至第六號ヲ除キ）

一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除キ）

一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除キ）

一、産業組合法（第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定竝産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除キ）

一、登録税法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號、第二號ヲ除キ）

一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第二百二條）

一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除キ）

一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）

一、水産會法（帝國水産會及道府縣水産會ニ關スル規定ヲ除キ）

一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除キ）

一、米穀法（第二條、第三條及第七條ヲ除キ）

一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除キ）

一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除キ）

第十七章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令（軍令第二十一號）、民事審判條例（軍令第二十二號）及民政署司法委員條例（軍令第二十三號）を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判（軍事裁判所の權限に）を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月より更に内地同様陪審法施行せられたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判

所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 留多加出張所 敷香出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十一年十月十六日 昭和五年一月十五日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 留多加郡留多加町
	眞岡區裁判所	泊居出張所 鶺居出張所 本斗出張所	明治四十年四月一日 大正十一年十月十六日 昭和五年一月十五日	眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶺居郡鶺居村 本斗郡本斗町

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少數なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あるも人事訴訟は極めて少數なり。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並召集、横領殺場、樺太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之に次ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し。

新受理件數（地方裁判所）

年次	民 事				刑 事				合 計
	第一審	控訴	抗告	假處分	第一審	控訴	再審	抗告	
昭和元年	二八	二	三	六	五	七	一	六	二九
昭和二年	六三	二	三	三	四	二	一	三	三三
昭和三年	七九	二	二	四	四	二	一	三	三六
昭和四年	七九	二	三	三	四	二	一	三	三七
昭和五年	一〇四	四	三	二	五	三	一	七	四一
昭和六年	八八	四	四	二	七	六	一	九	四二

備考 左側數字は故障事件

新受理件數 (區裁判所)

區別	區 豐 原						區 岡 眞					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
第一審	四七三	四七一	四七〇	四七六	四七三	四七三	一八三	一九〇	一九四	二〇八	一九五	二〇二
和解	三	二	二	二	二	一	四	一	一	一	一	一
禁治産												
準禁治産												
産失踪												
督促	四八六	六六三	六六三	六六八	六六八	九〇〇	三三四	二七六	三三三	三三八	六四四	七〇四
破産	一			一	九	五	三	三	三	一	一	一
和議												
公示												
假押	八五	八四	八七	一〇七	一〇七	二二四	九六	九六	四七	四七	八〇	八〇
強制執行	二八	二六	二六	五二	五二	六六	六	二四	二四	三三	六六	六六
競賣	二七	二六	二六	六三	六三	六六	四	二二	二二	二二	四五	四五
非訟事件	一五	一五	一五	七九	七九	八〇	四三	三三	三三	三三	三六	三六
其他事件	一、〇一三	一、二〇〇	一、二九六	一、五八一	一、五八一	二、〇六三	七五三	九三七	八五七	八八一	一、〇一八	一、一九九
計	二、二七三	二、五二二	二、七〇〇	三、一七三	三、一七三	三、九四四	一、四二五	一、五三九	一、五〇八	一、四一四	二、一三九	二、四〇三
第一審	一一三	一一三	一一三	一四九	一四九	二四一	七一	二六	八二	六四	六七	九九
略式	七〇五	六四六	六四六	六〇三	六〇三	六九〇	三三四	三五三	三〇〇	二八三	二七四	三三一
私訴	五	二	二	一五	一五	七	二	一	三	一	一	一
其他事件	七	六	六	五	五	七	一	一	一	一	一	一
計	八三〇	七九九	七九九	七八二	七八二	九六五	四〇八	四七二	三九七	三四八	三四二	四四四

備考 左側數字は故障事件

犯罪檢舉件數 (一)

罪名	件數					
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
殺人	一四	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五
殺人	二五	二五	三三	一五	一七	二二
強盜	四	四	四	一	二	三
強姦	一	一	一	一	一	一
竊盜	二七	四三	四三	四〇	五五	七二
傷害致死	三	一五	一六	二	一八	一六
傷害	二四	三三	三三	二二	三五	四七
放火	六	七	六	一四	八	一
失火	八	一四	一三	一七	一〇	一
詐欺	八三	八四	八〇	九三	九九	九九
賭博	一三	一五	一三	一八	一五	一五

六年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は九名となれり。
 ●戸籍事務● 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、大正十三年末に於て既に二、九二六戸、一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和六年末現在本籍を有するもの一五、二六七戸、八〇、一一四人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	三、三五六	七、七〇七	家督相續人の指定	六	一
認子	一七四	二〇	入籍離籍及復籍拒絕	二二	三
養子	三六九	一七	廢家及絶家	四	三
養子離縁	四二	二五	分家及廢絶家再興	七〇	四
婚	一、二六〇	八三三	離縁	二七	七三
推定家督相續人の廢除	二	一	親權後見及保佐	二五	一三
			計	二五、八二二	三、八〇

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
隱居	三〇	六	就籍及轉籍	一、五四三	一、五四三
死亡及失踪	一、五九四	四、三三八	追完訂正其の池	七六	一、一七五
家督相續	二七三	一	計	一〇、四二一	一四、四〇七
氏名族稱の變更及襲爵	一四	一			二四、八八

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり。
 樺太供託局、同眞岡出張所の取扱ひたる件數、金額左の如し。

供託事件表

種別	昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	前年ヨリ繰越	受拂	前年ヨリ繰越	受拂	前年ヨリ繰越	受拂
現金	九三、六八〇	四、五九〇	一、四三三、六二〇	五八、一〇〇	四、五九〇	五、五九〇
有價證券	四八二、〇〇〇	一、九〇〇	一、四三三、六二〇	六二、五〇〇	四、五九〇	四、五九〇
計	八六四、五八〇	六、四九〇	二、八六七、二四〇	一二〇、六〇〇	八、一八〇	一〇、一八〇

計	同眞岡出張所			供託局	
	利息	有價證券	現金	計	利息
四六二七・七	—	二八〇・〇	三五四七・七	一七〇〇・九	—
九三三四・〇	—	一一〇・〇	六八六四・一	二二九六九・九	四七〇〇・四
九〇五三・二	—	一一五・〇	六五九八・四	二〇三三九・四	四七〇〇・四
四九一八・四	—	二五〇・〇	三八一三・四	一九六七八・三	—
一三七七・二	—	一六五・〇	八九七〇・八	三五八〇九・二	一三三九・九
一〇五〇・六	—	一三〇・〇	七二八四・二	三六三七八・一	一三三九・九
七二八〇・一	—	一五〇・〇	五六〇〇・一	一九一〇八・二	—
一五四〇・一	—	三三〇・〇	六三三七・〇	二八一七八・八	九〇八九・〇
一五七三・三	—	三〇〇・〇	六六七四・〇	三四五一・三	九〇八九・〇

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長官管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、次いで大正十年十月眞岡に札幌監獄眞岡出張所を置きたり。大

正十一年十月官制改正の結果獨立して豊原に樺太刑務所設置せられ、同年十一月眞岡に樺太刑務所眞岡支所を置き、大正十三年十二月樺太刑務所は札幌刑務所樺太支所となり、眞岡支所は大正十四年一月札幌刑務所眞岡支所となりたるが昭和四年十二月官制改正の結果眞岡刑務支所と改稱さる。最近に於ける收容人員左の如し。

種別	受刑者			刑告被事人			勞務場留置者		
	前年より越員	新入	出所	前年より越員	新入	出所	前年より越員	新入	出所
大正十二年	二九	三四	一八三	二	一六	—	—	—	—
大正十三年	二六〇	二〇四	二〇〇	—	一四	—	—	—	—
大正十四年	一四四	三〇一	二五〇	—	一九五	—	—	—	—
昭和元年	一九五	二四三	二五七	—	一八一	—	—	—	—
昭和二年	一八一	二六九	二五六	—	一九四	—	—	—	—
昭和三年	一九四	二六八	二九八	—	一六四	—	—	—	—
昭和四年	一六四	二四六	二三八	—	一八二	—	—	—	—
昭和五年	一八三	二六八	二三七	—	二二三	—	—	—	—
昭和六年	二二三	二六〇	二三九	—	二三四	—	—	—	—

計		
前年より越員	新入	出所
一四〇	三九三	三六二
一七一	三七〇	三九〇
一六三	三七九	三六二
二二二	四八一	四八二
二二二	四八三	四八三
一九八	四六七	四六七
二二二	四八六	四八六
一九九	五〇一	四九四
二三五	六二〇	五八〇
二六五	五九九	五八五
二七九	五九二	五七九

新受刑者犯數百分比例 (最近三ヶ年)

年次	犯數	別性	新受刑者	
			初犯	再犯
昭和三年	二二六	女男	五八・〇〇	一七・六四
昭和五年	二六八	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和六年	二五五	女男	五三・一〇	一四・五〇
昭和三年	二二六	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和五年	二六八	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和六年	二五五	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和三年	二二六	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和五年	二六八	女男	八三・三三	一三・〇五
昭和六年	二五五	女男	八三・三三	一三・〇五

眞岡刑務所に於ける最近收容人員左の如し。

年	別	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
收容人員		八三	七四	九一	一四五

樟太保護會 本會は大正八年六月の創立にかゝり、樟太刑務所支所釋放者及樟太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、其の他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

釋放者保護人員 (昭和六年)

- 一、收容保護したる者 二五人
- 一、間接保護したる者 一九人
- 一、一時保護したる者 一二〇人

し將來必要に應じ擴張することとせり。水源池は大泊町字古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點約九百九米の地點にして長さ百四十六米、最高一五・九米の土堰堤を以て水流を締切り有効水量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長六千六百三十六米の鐵管を大泊川に沿ひて布設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。

淨水池には長さ三一・六米、巾一八・九米、深さ三米の濾過池三箇を設置し、濾過したる後馬八十八「セミ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔六九・六米なる方十八米深さ四・五米の大きさを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を布設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派して全町に配水す。

現在專用栓五百二十二、供用栓七十、地上式消火栓八十を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工、大正十三年八月竣功せり。水源池は泊居川の支流川口より約三千六百三十六米の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。其の後水量不足及街區の膨脹等の爲、工費九萬千餘圓（内參萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、丸山澤に貯水池を設置して給水量の増加を計り、又配水千八百七十二米管は約を敷設せんとし、昭和四年九月着工、昭和五年十一月竣功せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費貳萬參千九百貳圓（内六千圓は樺太廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを以て工費壹萬參千餘圓（内五千圓は樺太廳補助）を投じ、水源池の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設、共用給水栓の新設を爲し、和和三年七月竣功せり。

名好村水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數増加したるに伴ひ、工費六萬餘圓（内二萬五千圓は樺太廳補助）を投じ昭和四年七月起工し同十一月竣功せり。

水源池は名好村の南方約九百九米の溪流を堰止め函樋を以て「コンクリート」丸形水槽より更に鐵管を以て貯水池に引水す。

導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。

現在共用栓は十九、消火栓は十三を算す。

其の他 眞岡町及其の他は町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水渠の築造せる個所ありしも、下水道完全ならざる爲、雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通保健衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓（内八萬圓は樺太廳補助）を以て、本町年來の懸案たる下水道築造工事を（道路改修工事と共に）計畫し、昭和三年十二月着工し同六年九月竣功せり。爲に本町の舊態は一新せられ經濟文化に資する所頗る大なり。

本工事は延長六千三百九十五米、人孔二十個所とす。

第二節 電 氣 事 業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地にバルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域として開業せるもの全島四十町村中三十町村に及び最近は漸次之が合同統制の結果事業数は年々減少の傾向にあり。

電氣事業一覽 (昭和五年度末現在)

種 別	供給事業	自家用	計	前年度比較増減 (△印減)	
				本年	前年
事業者數	九	一	一〇	△	四
電氣設備未開業	六、〇四四、二七七 キロワット	一五、七九二、二六九	二一、八三六、五四六	△	二、七〇九、九七三
發電力未落成	一、〇六五 キロワット	四七、六五一	四八、七二六	△	五、〇三七
外ニ受電	三、六三五 同上	七七〇 同上	四、四四五	△	三六〇
落成	二四〇	四、六〇〇	四、八四〇	△	八六〇

電 燈	電 力	電 線	從 業 員	前年度比較増減 (△印減)	
				本年	前年
需要戸數	二九、一九六	二四、三	二九	△	一、五九八
實燈數	二〇、〇〇七	一、四三三	二二	△	二、五〇七
十燭光換算燈數	二九、二七四	一、四三三	二二	△	一三、一三八
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	一六
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	一〇八
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	四、一四九
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	七九
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	一九八
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	四、七四〇
需要戸數	二四、三	一、四三三	二二	△	三七

主要市街地需要狀況

市街種別	事業者	需要戸數	配電區域内人口概數	十燭光換算電燈數	一戸當平均燭光數	一人當平均燭光數	電燈料金(十燭光)
豊原	樺太電氣株式會社 豊原營業所	四、九八三	三三、〇〇七	四三、六九九	六八・八	一三・三	八五
大泊	同 大泊營業所	五、七三六	三三、四九八	五一、二八五	八一・二	一五・八	八〇
眞岡	同 眞岡營業所	二、七四四	一五、二二六	二二、八二四	六九・二	一四・三	八五

公共施設

事業者	種別	事業開始年	目的	供給区域	原動力及電力	電燈装置	電力装置	電線互長	電線延長	資本金
留多加	同	昭和三十九	留多加營業所	留多加町	汽力	一〇、二六一	四、四九六	二五・四	五四	一、一〇〇
本斗	同	昭和三十九	本斗營業所	本斗町	汽力	九、三三八	五、八〇五	三一・〇	六・三	一、一〇〇
落合	同	昭和三十九	落合電燈株式會社	落合村	汽力	一五、一三〇	一一、七九四	三八・九	七・三	一、〇〇〇
敷香	同	昭和三十九	敷香營業所	敷香町	汽力	一二、六五五	六、九二二	二七・六	五・五	一、一五〇
知取	同	昭和三十九	知取營業所	知取町	汽力	一八、九二五	一三、七四四	三五・一	一二・七	八〇〇
泊居	同	昭和三十九	泊居工場	泊居村	汽力	一〇、八七六	一一、三四三	四九・七	一〇・四	九〇〇
惠須取	同	昭和三十九	惠須取工場	惠須取町	汽力	一八、〇三五	一二、一五二	三〇・七	六・七	九〇〇
野田	同	昭和三十九	野田郡野田町(町營)	野田町	汽力	七、二四	四、四三九	三・八	六・二	九〇〇

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は昭和六年末現在のものなり。

經營者別事業概況 (供給事業)

事業者	種別	事業開始年	目的	供給区域	原動力及電力	電燈装置	電力装置	電線互長	電線延長	資本金
樺太電氣株式會社	同	昭和三十九	燈、力	豊原村	汽力	一、三〇〇	五七	一〇九	八六	二九六
豊原營業所	同	昭和三十九	燈、力	豊原村	汽力	一、〇〇〇	五七	一〇九	八六	二九六

公共施設

事業者	種別	事業開始年	目的	供給区域	原動力及電力	電燈装置	電力装置	電線互長	電線延長	資本金
大泊	同	昭和三十九	大泊營業所	大泊村	汽力	一、五〇〇	六九八	一一五	二九	二九六
眞岡	同	昭和三十九	眞岡營業所	眞岡村	汽力	四〇〇	三三〇	四〇	七七	二七三
本斗	同	昭和三十九	本斗營業所	本斗村	汽力	二八〇	一〇一	三六	一〇一	一〇一
留多加	同	昭和三十九	留多加營業所	留多加町	汽力	一	六九	四六	一六六	一六六
落合	同	昭和三十九	落合營業所	落合村	汽力	二〇〇	一六三	二八	八〇	八〇
知取	同	昭和三十九	知取營業所	知取町	汽力	二〇〇	一八一	二八	八八	八八
敷香	同	昭和三十九	敷香營業所	敷香町	汽力	二七〇	八九	九	二七	二七
富内	同	昭和三十九	富内出張所	富内村	汽力	四〇	一三	三	一四	一四
元泊	同	昭和三十九	元泊出張所	元泊村	汽力	八〇	三九	一六	六七	六七
泊岸	同	昭和三十九	泊岸出張所	泊岸村	汽力	三	二八	一六	六六	六六
樺太工業株式會社	同	昭和三十九	泊居工場	泊居村	汽力	一五〇	一五三	三四	一〇七	一〇、〇〇〇
惠須取	同	昭和三十九	惠須取工場	惠須取町	汽力	二七〇	一五九	二五	九三	一三六、五七五

日本石油株式會社 樺太試掘鑛場	昭四、七 鑛場用	鑛場内	瓦	二																
東間串西野漁場	昭四、七 漁場用	漁場内	汽	三																
三井物産株式會社 珍内製材所	昭五、二 製材用	工場構内	同	七																
佐藤清治	昭五、二 病院用	病院内	瓦	二																

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、水は水力、受は受電、瓦は瓦斯力

第十九章 土 人

第一節 總 覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクブン（ギリヤーク）、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクトの六種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に互り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正元年より同三年に至る三箇年間に於て東海岸は落帆、白濱、樫保、新問及多來加の五箇所に、西海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四個所に

夫々集合せしめたるも、鵜城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。最近樫保の居住者は全部新聞に移轉し、來志志其の他の箇所にも幾分散在す。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖近時物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等に依り體質劣弱に赴むくの嫌あるを以て此等の弊害除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして北部幌内川流域に居住し、先民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏季惰眠を食ふことなく孜孜して常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當の發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一派にして其の人口アイヌ族に次ぐ、北部幌内川流域に在り。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海貂を捕へ、六月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、特に八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定めず山野水草を逐ふて天幕内に起臥す。一般に無智朦昧且つ怠惰にして年少にして煙草を好み、酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの状態なり。然れ共近年教育所設置以來面目頓に革まりたるの觀あり。

キーリン族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに二十餘人、其の本島に渡來したるは他民族に

比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか種他族に比し文化の度稍々進めり。快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人(又は山韃人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤクート族 純土古耳族にしてヤクーツク方面より移住し來れる民族なりと云ふ。我が樺太には既に跡を絶てるものと一般に思はれたるに近時國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

今各種族の戸數人口を示せば左の如し。(昭和六年末現在)

種別	ア		イ		ヌ		ニクブン		オロツコ		キーリン		サンダー		ヤクート		計			
	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計
豊原	八三	一四九	一五三	三〇一												一八	一四九	一五三	三〇一	
大泊	二七	七〇	七〇	一四〇												二七	七〇	七〇	一四〇	
本斗	三	八	九	一七												三	八	九	一七	
眞岡	二六	三三	三三	四三												二六	三三	三三	四三	
泊居	八四	一〇三	一〇一	四五												八四	一〇三	一〇一	四五	
計																				

第二款 衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ。アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に制繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。その他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を著用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人の年長者は一般に上唇に黥をなす。その他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帯の如く腰に締むるものあり。頭飾として男子は十二、三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠となし、頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱒なり。何れも收穫期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の冒袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して使用

するものなり。其の他アママス、蝶、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬^{フキ}等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狹の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし木根、藤蔓等にて緊縛したりしが現今は大工職を營む者ある等大に其の面目を改めたる觀あり。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くること少かりしが近來便所の設備を整ふる者多し。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に總代あり、多くは元の酋長又は選舉せられたるもの之に當りて部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なりしが近時選舉せらるゝ者漸次多きに至る。部落相互間の關係は極めて親密にして其の情誼の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つる美風今尙存す。

家旗關係

父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦比の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる掟なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の合意に依り他より何等干涉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名したる慣習なりしが現今は漸次速かにするに至る。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば歛葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものもあるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病に死亡せる場合は其の家を捨てゝ省みず。

第四款 經濟及法律關係